

小規模施設に対応した防火対策に関する 検討会報告書

平成 22 年 2 月

小規模施設に対応した防火対策に関する検討会

目 次

第1編 検討の概要

- | | | |
|-----|----------|-----|
| 1.1 | 趣旨 | P 1 |
| 1.2 | 検討体制 | P 2 |
| 1.3 | 検討会の開催状況 | P 3 |
| 1.4 | 検討の進め方 | P 4 |

第2編 群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた小規模福祉施設等への対応

- | | | |
|-----|--------|-----|
| 2.1 | 現状と課題 | P 5 |
| 2.2 | 対応の考え方 | P 9 |

第3編 新たな形態の小規模施設等への対応

- | | | |
|-----|---------------------------------|------|
| 3.1 | 各施設の概要 | P 13 |
| 3.2 | 小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業に係る現地視察の結果 | P 14 |
| 3.3 | 対応の考え方 | P 15 |

- | | | |
|-------------|--|------|
| <u>おわりに</u> | | P 18 |
|-------------|--|------|

添 付 資 料

1. 通知関係

- ・ 通知 1 「社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について」(消防庁) P 1
- ・ 通知 2 「未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について」(厚生労働省老健局) P 4
- ・ 通知 3 「未届の有料老人ホームに係る緊急点検について」(国土交通省住宅局) P 6
- ・ 通知 4 「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅を利用する生活保護受給者の防火安全体制の確認について」(厚生労働省社会・援護局) P 8
- ・ 通知 5 「社会福祉施設等の防火安全対策に係る調査結果及びフォローアップ調査の実施について」(消防庁) P 9
- ・ 通知 6 「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等について」(厚生労働省老健局) P 14
- ・ 通知 7 「未届の有料老人ホームに係る緊急点検結果について」(国土交通省住宅局) P 17
- ・ 通知 8 「未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査結果及び第2回フォローアップ調査の実施等について」(消防庁) P 21
- ・ 通知 9 「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について」(厚生労働省老健局) P 27
- ・ 通知 10 「未届の有料老人ホームに係る調査状況について」(国土交通省住宅局) P 30
- ・ 通知 11 「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について(情報提供)(全国消防長会) P 32
- ・ 通知 12 「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(消防庁) P 46

2. 参考関係

- ・ 参考 1 「スプリンクラー整備に対する支援について」(厚生労働省老健局) P 50
- ・ 参考 2 「関係部局との連携方策の実施例」(東京都・宮城県・仙台市) P 51
- ・ 参考 3 「地域子育て支援拠点事業概要」 P 68
- ・ 参考 4 「一時預かり事業概要」 P 69
- ・ 参考 5 「小規模住居型児童養育事業概要」 P 71
- ・ 参考 6 「家庭的保育事業概要」 P 73
- ・ 参考 7 「小規模多機能型居宅介護事業所概要」 P 74
- ・ 参考 8 「小規模住居型児童養育事業・家庭的保育事業現地視察結果」 P 75

第1編 検討の概要

1.1 趣旨

近年、比較的小規模な施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生している。平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災では死者7名・負傷者3名、平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災では死者3名・負傷者5名、同年6月の東京都渋谷区天然温泉施設爆発火災では死者3名・負傷者8名の被害が発生している。

これらの状況を踏まえ、社会情勢の変化を勘案し、従来想定されていない小規模施設に対応した防火対策に関する検討を行うものである。

本検討会は平成20年6月から開催しているところであるが、今年度の重点として、①平成21年3月に発生した群馬県渋川市の老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策、②児童福祉法改正に伴う新たな形態の小規模児童施設等における防火安全対策について検討を行い、以下のとおり報告書を取りまとめた。

1.2 検討体制

有識者等から構成される「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」を開催し、調査・検討を行った。検討会委員は、以下のとおりである。

(平成22年2月現在。敬称略・委員は50音順)

役 職	委 員 名	所 属
座 長	室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授
座長代理	野村 歡	国際医療福祉大学大学院保健医療学専攻・福祉援助工学領域教授
委 員	阿部 勝男	東京消防庁予防部参事兼予防課長
委 員	飯島 俊勝	社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会副会長
委 員	伊藤 要	千葉市消防局予防部指導課長
委 員	加藤 隆次	社会福祉法人日本保育協会（亀井野保育園園長）
委 員	川原 秀夫	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長
委 員	久木元 司	財団法人日本知的障害者福祉協会危機管理委員会副委員長
委 員	見学 洋介	横浜市安全管理局予防部指導課長
委 員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
委 員	東海林 亨	札幌市消防局予防部指導課長
委 員	兵頭 美代子	主婦連合会参与
委 員	室津 滋樹	日本グループホーム学会代表
委 員	山崎 栄一	大分大学教育福祉科学部准教授
委 員	湯川 智美	全国社会福祉施設経営者協議会研修企画部会長 (社会福祉法人六親会常務理事)

オブザーバー

厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐 家田 康典
 厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐 廣瀬 泉
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐 稲葉 好晴
 厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐 生沼 純一
 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐 田中 規倫
 国土交通省住宅局建築指導課課長補佐 高木 直人

事務局

消防庁予防課 予防課長 濱田 省司 設備専門官 渡辺 剛英
 設備係長 塩谷 壮史 総務事務官 浅海 秀人
 総務事務官 西田 剛
 消防技術政策室 主任研究官 鈴木 恵子
 消防研究センター 研究企画部長 山田 常圭

1.3 検討会の開催状況

本検討会の開催状況は、次のとおりである。

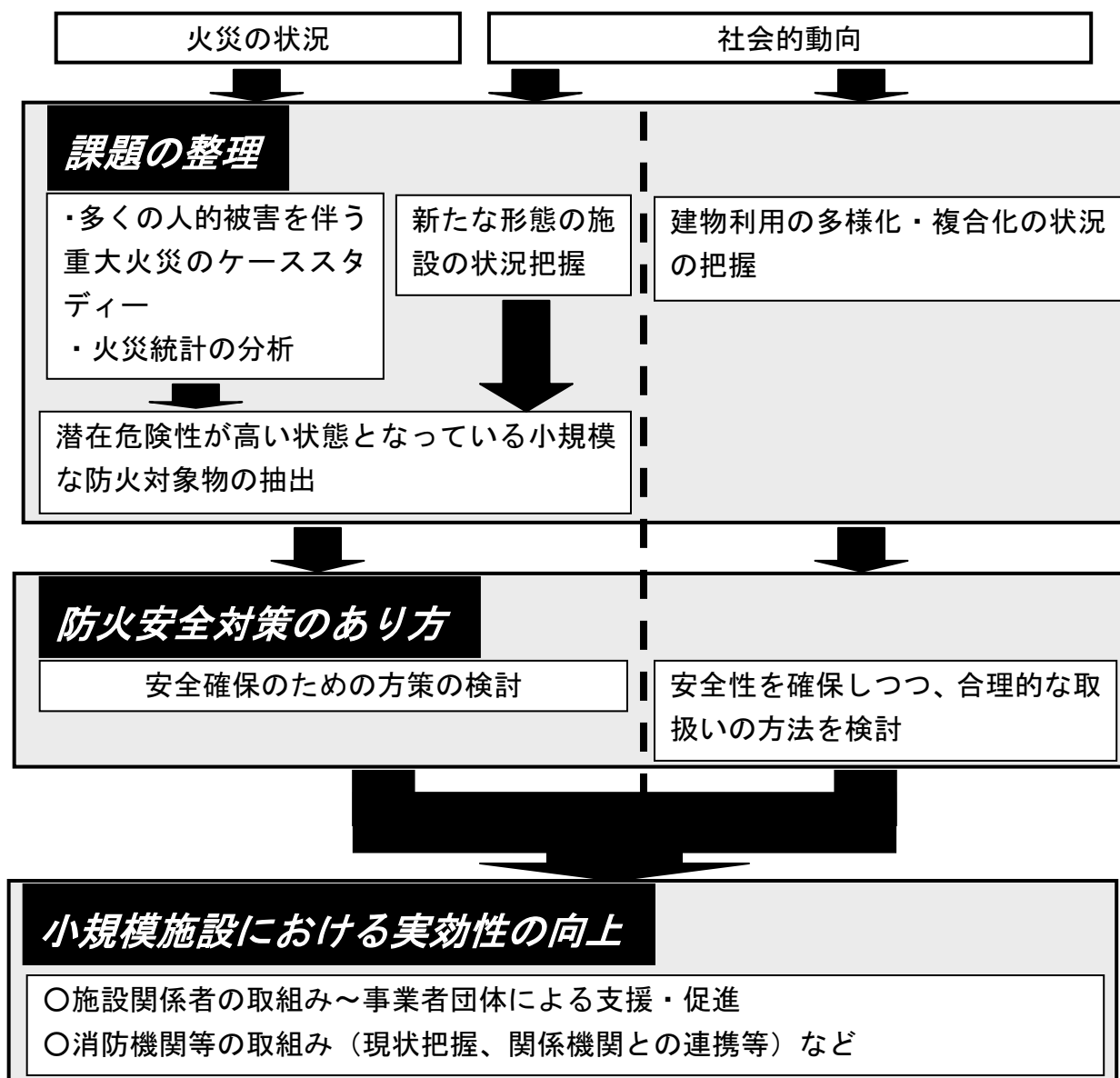
開催数	日時	場所
第1回	平成21年4月21日（火） 14時から16時	全国町村会館 2階 第一会議室
第2回	平成21年6月23日（火） 10時00分から12時00分	虎ノ門パストラル 3階 アイリスガーデン
第3回	平成21年10月5日（月） 14時00分から16時00分	都道府県会館 4階 410号室
第4回	平成22年2月8日（月） 14時00分から16時00分	全国町村会館 2階 第一会議室
※家庭的保育事業現 地視察	平成21年8月26日（水） 9時00分から13時00分	・神奈川県横浜市 3カ所
※小規模住居型児童 養育事業現地視察	・平成21年9月8日（水） 15時00分～17時00分 ・平成21年9月25日（金） 15時00分～17時00分	・神奈川県横浜市 1カ所 ・東京都八王子市 1カ所

1.4 検討の進め方

平成20年度に引き続き、小規模施設について、多くの人的被害を伴った重大火災のケーススタディーや火災統計の分析等を行うとともに、新たな形態の施設に係る状況把握を行い、潜在危険性が高い状態となっているものについて、安全確保のための方策を検討する。また、これと並行して、建物利用の多様化・複合化の状況を把握し、安全性を確保しつつ、合理的な取扱いの方法を検討する（下図参照）。

なお、本検討会においては、小規模施設について特に定義を定めず検討を行っているが、自動火災報知設備やスプリンクラー設備、防火管理等の対象規模に至らないものを主眼とした。

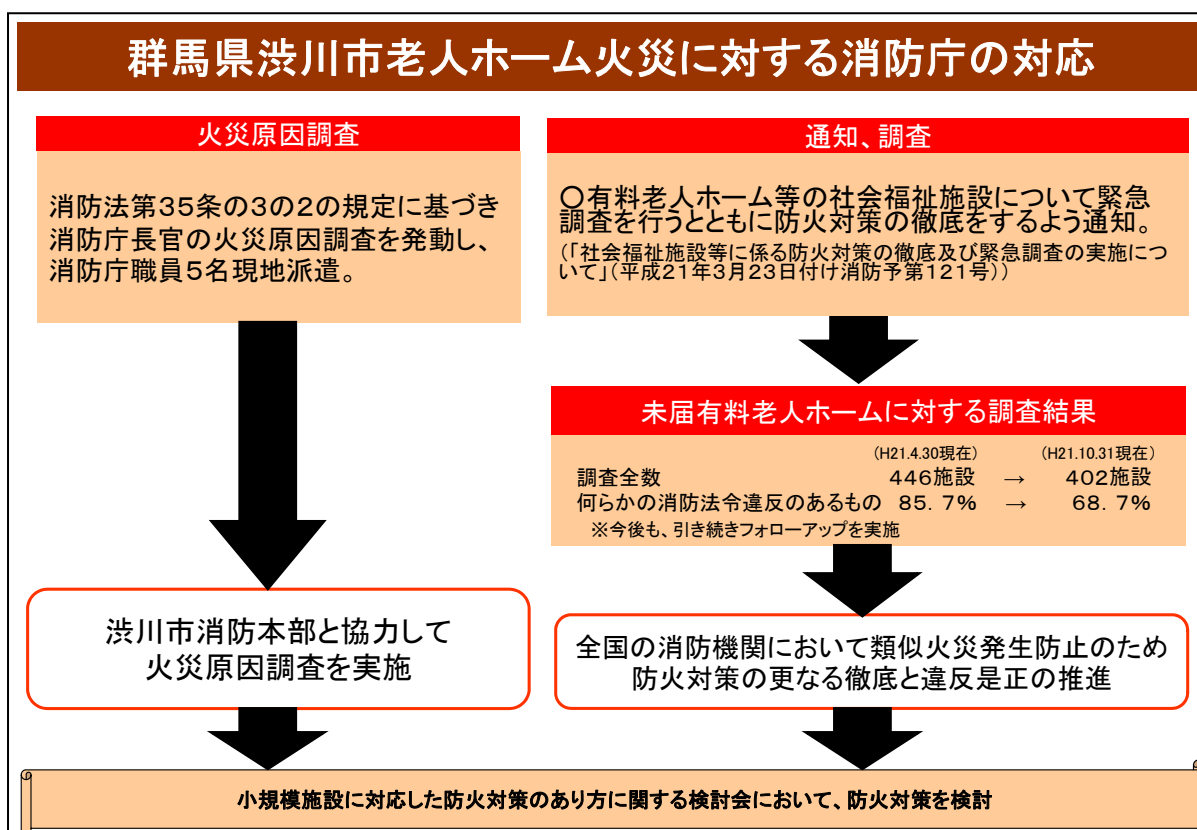
調査・検討の進め方



第2編 群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた小規模福祉施設等への対応

平成21年3月に発生した群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえ、消防庁では、所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じて未届の有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し、緊急調査等を行うように通知した（資料「通知1」）。また、厚生労働省老健局、国土交通省住宅局からも、同日付けで通知が発出され、相互に連携が図られている（資料「通知2、3」）。さらに、厚生労働省社会・援護局からは、社会福祉各法に法的位置付けのない施設等における防火安全体制の確認について通知が発出されている（資料「通知4」）。

本検討会では、これらの調査等を踏まえつつ、同様の被害を防止する観点から、未届有料老人ホーム等の防火安全対策について、現状と課題を整理し、対応の考え方をとりまとめた。



2.1 現状と課題

(1) 群馬県渋川市老人ホーム火災

平成21年3月19日22時45分頃、群馬県渋川市の老人ホーム「たまゆら」（老人福祉法第29条による届出は未届）において、死者10人、負傷者1人という重大な人的被害を伴う火災が発生した。

この火災の経過として、深夜、敷地内北側に位置する別館1の西側付近から

出火し、火災が急激に拡大する中、在館者が火災に気づくのが遅れ、従業員が配置されていなかった建屋では避難誘導等も行われず、取り残された高齢者等が犠牲となったものである。

この火災における被害拡大の要因としては以下の事項が考えられる。

- 夜間の職員が1人であり、また建物が小規模で自動火災報知設備等は設置されていなかったことから、火災を早期発見し避難誘導等を行うことが極めて困難であったこと。
- 屋外への出口等が入所者により容易に解錠できない形状のもので施錠されているなど、避難経路となる出口や通路の管理が極めて不適切であり、早期に屋外へ避難することが困難であったこと。
- 建物が小規模な木造建築物であり、さらに耐火性能に乏しい材料による増築等もなされていたこと等から、火災の延焼拡大が極めて早かったこと。
- 入所者の喫煙など日頃の火気管理に不徹底があったこと。

群馬県渋川市老人ホーム火災の概要

1. 発生日時等
発生時刻:平成21年3月19日 22時45分ごろ 覚知時刻:平成21年3月19日 22時55分
鎮圧時刻:平成21年3月20日 0時33分 鎮火時刻:平成21年3月20日 1時14分

2. 発生場所
住所:群馬県渋川市北橋町八崎2335-9
建物名称:静養ホーム たまゆら
用途:福祉施設等(改正前の令別表第1(6)項口) ※老人福祉法上の届出なし。

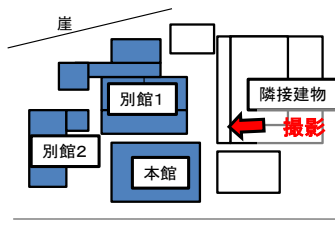

3. 建物概要(本館・別館1・別館2)
構造:木造(3棟すべて) 階数:平家建て(3棟すべて)
延面積 本館:104.21㎡ 別館1:192.0㎡ 別館2:99.90㎡
消防用設備等 消火器、誘導灯(本館のみ)
焼損程度:全焼(本館・別館1)、半焼(別館2)、部分焼(隣接建物3棟)

4. 死傷者等

		収容人員(定員)	火災時の在館者	死傷者
入所者	本館	7名	5名	
	別館1	7名	7名	死者7名
	別館2	5名	4名	死者3名、負傷者1名
従業員		8名	1名(本館)	
合計		27名	17名	死者10名、負傷者1名

5. 火災時の状況
○本館の入所者の声で、宿直者が火災に気がつき、本館の入所者を近隣協力者ととも避難誘導。
※初期消火及び通報は未実施。また、別館1・別館2では、避難誘導も未実施。
○本館の避難誘導完了後、消防隊が到着し別館2の入所者を救助。

6. 消防庁の対応
○消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員5名を現地派遣。
○消防庁予防課長から「社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について」(平成21年3月23日付け消防予第121号)を全国の消防機関へ通知し、防火対策の徹底と緊急調査について依頼。

(2) 全国の有料老人ホーム等に関する緊急調査等

群馬県渋川市の老人ホーム火災を踏まえ、同様の被害の発生を防止するため、未届の有料老人ホームを含む全国の入所社会福祉施設に対し、福祉部局及び建築部局と連携を図り、緊急調査を実施した。その結果を受け、特に未届の有料老人ホームにおいては高い割合で消防法令違反が発見されたことから、フォローアップ調査(資料「通知5」)を行い、違反是正の徹底を図っている。関係省

-6-

庁においても、当該緊急調査結果（資料「通知6」（厚生労働省老健局振興課（現高齢者支援課））、資料「通知7」（国土交通省住宅局建築指導課））が公表されている。

これらの緊急調査等の結果は、おおむね次のとおりである。

ア 未届の有料老人ホームに対する緊急調査結果等

緊急調査の結果（平成21年4月30日現在）、全国の未届の有料老人ホームとして446施設に関する報告があった。これらの施設における防火対策の現況等（当時）について、主な結果は次のとおりである。

（※上記の調査では、未届有料老人ホームとして、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームに該当するが、同法による届出等のなされていないものを対象としている。このため、例えば建築当初の用途から既に用途が変更されていたが、未届であることにより消防機関における記録上は従前の用途のままとなっており、当該調査の過程で有料老人ホームに該当することが判明した施設等も含まれていると考えられる。）

- 何らかの消防法令違反がある施設が382施設で、全体の85.7%であった。
- スプリンクラー設備の義務対象物は198施設で、うち29施設（違反率14.6%）において違反状態であった。
- 自動火災報知設備の義務対象物は394施設で、うち44施設（違反率11.2%）において違反状態であった。
- 消防訓練の義務対象物は357施設で、うち235施設（違反率65.8%）において違反状態であった。

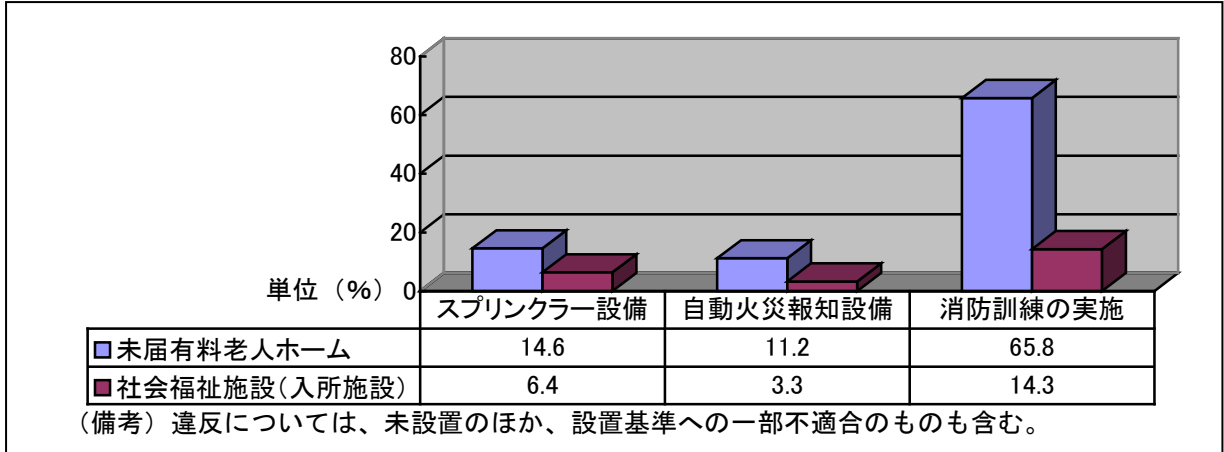
（平成21年4月30日現在）

調査全数	446施設
何らかの消防法令違反があるもの	382施設
違反内容調査中の施設	9施設

また、緊急調査の一環として、防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一（6）項口又はハに掲げる用途に供しているもの（利用者の入所を伴うものに限る。）に関する全体調査（49,809施設。平成21年5月29日現在）も併せて実施した。これらの施設における防火対策の現況等（当時）について、主な結果は次のとおりである。

- スプリンクラー設備の義務対象物は19,638施設で、うち1,257施設（違反率6.4%）において違反状態であった。
- 自動火災報知設備の義務対象物は38,998施設で、うち1,278施設（違反率3.3%）において違反状態であった。
- 消防訓練の義務対象物は40,166施設で、うち5,742施設（違反率14.3%）において違反状態であった。

【未届有料老人ホームと社会福祉施設等（入所施設）違反率比較表】



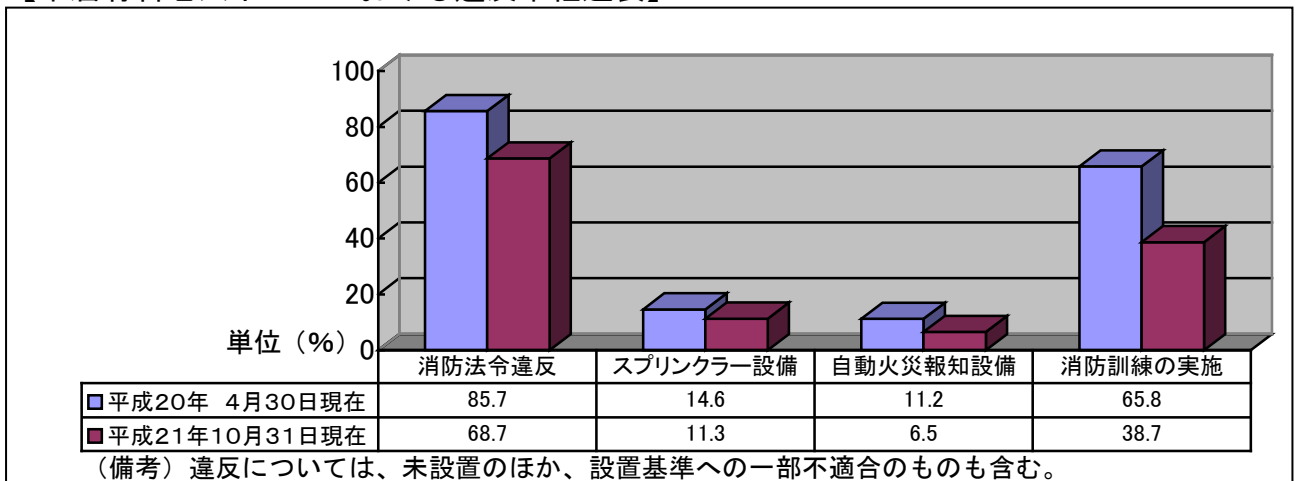
イ 未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査結果等

上記の緊急調査の結果から、特に未届の有料老人ホームにおいて、高い割合で消防法令違反が発見されたことから、当該施設に対してフォローアップ調査を実施し、対象となる402施設から報告（平成21年10月31日現在、資料「通知8」）があった。主な結果は次のとおりである。また、関係省庁においてもフォローアップ調査の結果（資料「通知9」（厚生労働省老健局高齢者支援課）、資料「通知10」（国土交通省住宅局建築指導課））が公表されている。

- 何らかの消防法令違反がある施設が276施設で、全体の68.7%（-17ポイント）であった。
- スプリンクラー設備の義務対象物は186施設で、うち21施設（違反率11.3%）（-3.3ポイント）において違反状態であった。
- 自動火災報知設備の義務対象物は369施設で、うち24施設（違反率6.5%）（-4.7ポイント）において違反状態であった。
- 消防訓練の義務対象物は333施設で、うち129施設（違反率38.7%）（-27.1ポイント）において違反状態であった。

以上のとおり、全体的に違反率が低減しているが、引き続き関係機関と連携し違反是正を推進していくことが必要な状況。

【未届有料老人ホームにおける違反率経過表】



(3) 防火安全上の課題

上記(1)及び(2)の調査結果等から、群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全上の課題として、次のような点を挙げるができる。

- ア (6)項ハに該当する福祉施設等については、高齢者や障害者の寝泊まりを伴う施設においても、自動火災報知設備の設置が義務づけられていない場合(延べ面積300㎡未満)があるが、夜間における逃げ遅れを防止するためには、火災の早期覚知・伝達の手段を確保することが必要。
- イ このような施設の利用者には、自力避難が困難な者が多数含まれていることが多く、また防火管理者の選任(特定用途防火対象物において収容人員30人以上(6)項ロにあつては10人以上)の義務づけ対象にならない場合もあることから、特に職員等による避難誘導・介助体制の強化を図るため、訓練等を通じて自主防火の取組みを支援促進することが必要。
- ウ 上記ア及びイへの対応を有効なものとするための条件として、出火・延焼拡大しづらい環境を整えることが必要。特に、耐火性能に乏しい材料による違法増築等が行われた場合には、防火上非常に脆弱な状態となることから、このような事態を招くことのないようチェック体制を構築することが必要。
- エ また、利用者の喫煙等による火の不始末、避難経路となる出口や通路の不適切な管理等は火災危険の増大を招くことから、個々の利用者における防火意識の高揚、施設としての火気管理や避難管理を徹底することが必要。
- オ 全体的な背景要因として、群馬県渋川市老人ホーム火災の例や、未届有料老人ホーム等に係る緊急調査及びフォローアップの結果等において見られるように、関係行政機関による支援・指導が行き届かず、自主的な取組みも十分行われない施設において、潜在的な危険性が高いと考えられることから、各地域での連携体制を整えることが必要。

2. 2 対応の考え方

未届有料老人ホーム等における防火安全上の課題を踏まえ、入所者の人命安全を確保するため、以下の措置を講ずることが必要である。

(1) 火災の早期覚知・伝達

消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)により、平成21年4月1日より社会福祉施設等のうち主として自力避難困難者が入所するもの(消防法施行令別表第1(6)項ロ)については、面積に関係なく自動火災報知設備の設置が義務化されていることから、改正基準への早期適合に係る指導を引き続き徹底していく必要がある。

また、就寝を伴う小規模な福祉施設や宿泊施設に対する更なる防火安全対策として、自動火災報知設備の設置が義務とならないもの（延べ面積300㎡未満）を対象として、経済危機対策における総務省施策として、火災の早期覚知ができるよう措置を講じることとしている。具体的には、平成21年度補正予算により、連動型住宅用火災警報器を国が一括で調達のうち各地方公共団体に配備し、防火安全教育・指導の一環として設置することとしている。さらに、有料老人ホーム（スプリンクラーの設置義務のあるものに限る。）等に関しては、厚生労働省の平成21年度補正予算において、スプリンクラー整備の補助対象となっている（資料「参考1」）。これらの支援措置を活用し、迅速かつ強力に対策を推進する必要がある。

防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備

【平成21年度補正予算(第1号):50億円→35.6億円(見直し後)】

1. 趣旨・目的

自力避難困難な者が寝泊まりするなど火災危険性の高い社会福祉施設、簡易宿泊所等において、火災を早期に覚知し、適切な通報・初期消火・避難誘導等が可能となるよう、連動型住宅用火災警報器を調達するとともに、消防本部等が実施する連動型住宅用火災警報器を用いた防火安全教育・指導を支援することを目的とする。

2. 対象施設

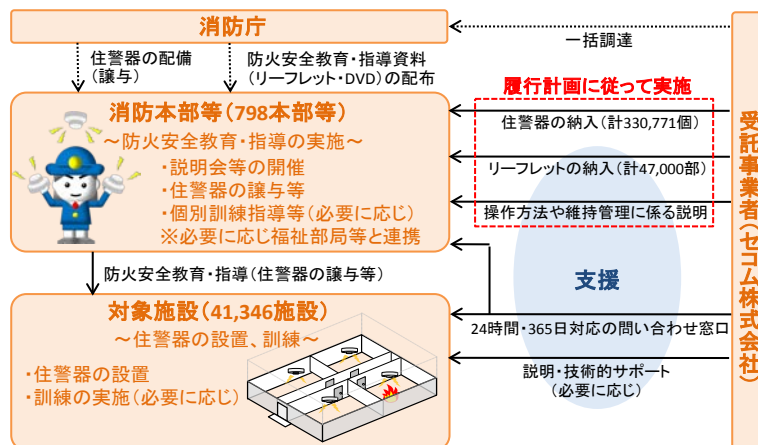
消防法施行令別表第一(5)項イ又は(6)項ハに掲げる用途に供される部分が存する防火対象物で自動火災報知設備の設置が義務とならないもの(※)を中心とする施設。
※300㎡未満の老人デイサービスセンターや有料老人ホーム、障害者支援施設、保育所、旅館、ホテルなどが該当

3. 調達物品

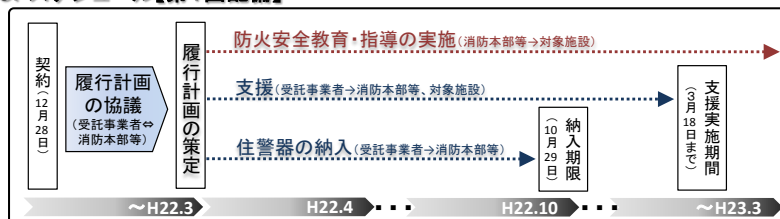
無線で連動して火災警報を音声等で発するタイプの「連動型住宅用火災警報器」を調達。



4. 全体スキーム【第1回配備】



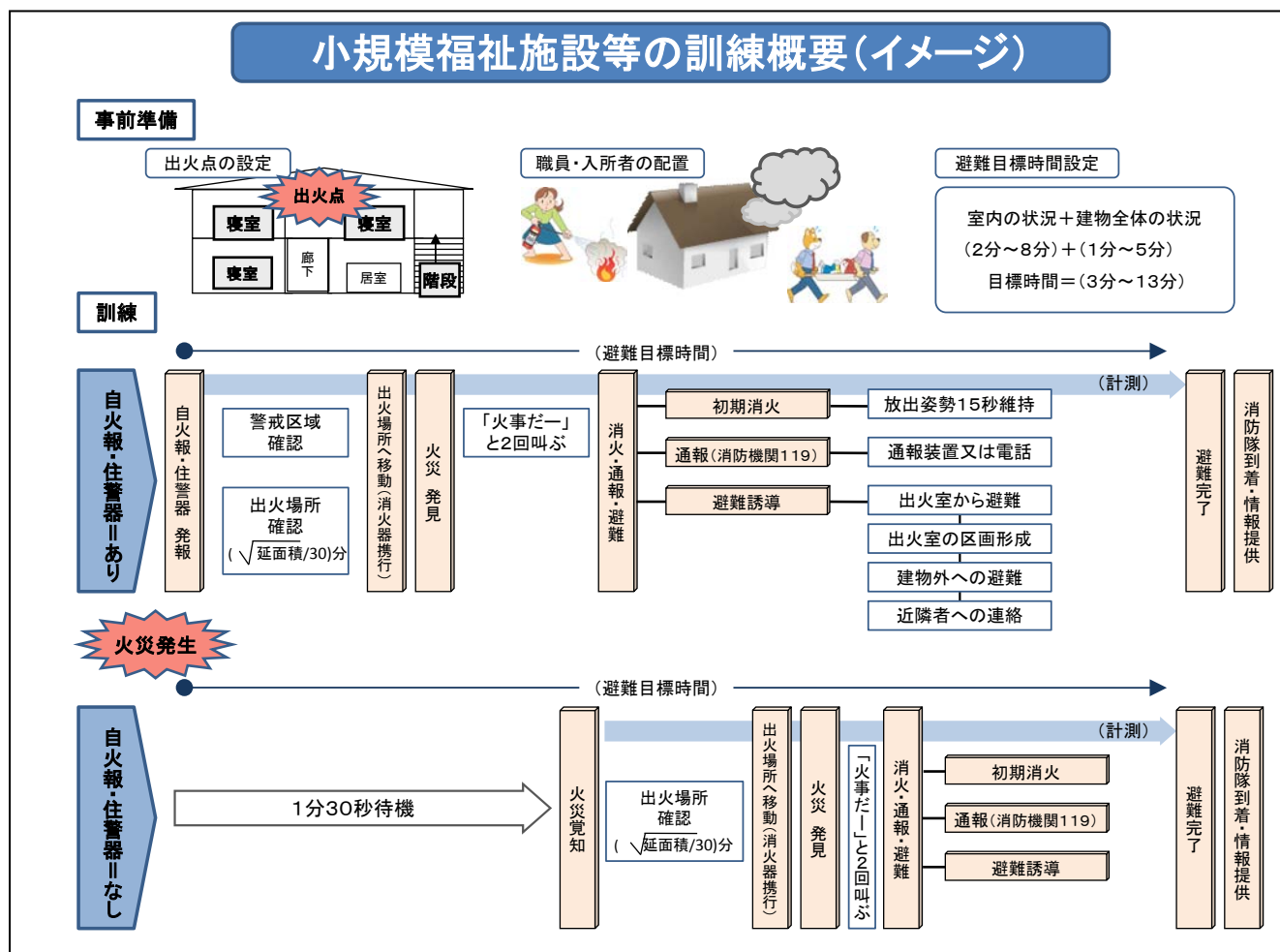
5. スケジュール【第1回配備】



(2) 自力避難困難な入所者の避難支援

小規模社会福祉施設等における避難誘導體制の確保の徹底を目的に、一定の時間内に避難誘導等が完了することを検証する方法を取り入れた「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」が全国消防長会により策定されたところである（資料「通知11」）。このマニュアルを活用した訓練の推進により、施設等の実情に応じて総合的に実効性の高い避難対策が講じられるよう関係者の取組みを促す必要がある。これに当たり、利用者の特性や施設の実情に即したものとすることが重要であり、福祉部局等と連携して、避難計画や体制の整備を図ることが重要である。

なお、市町村の火災予防条例において、避難口に施錠装置を設ける場合には、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造のものとするが規定されているところであり、各地域において建築部局や福祉部局と連携しながら、施設の実情に応じ、適切な種別の選定、管理の徹底を図ることが重要である。



第3編 新たな形態の小規模施設等への対応

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行に伴う新たな形態の小規模な児童施設（地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）・家庭的保育事業（保育ママ）等）や、昨年度から継続検討を行っている小規模多機能型居宅介護事業所について、制度上の位置づけや実情等を踏まえ、防火安全上の観点から対応の考え方をとりまとめた。

3.1 各施設の概要

施設名	施設の概要
地域子育て支援拠点事業 【児童福祉法第6条の2第6項】	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。（資料「参考3」）その特徴として、子育ての情報交換の場であり、親子同伴で利用することが挙げられる。また、そのほとんどが公共施設、保育所等の併設施設として設けられており、マンション等の一画の空きスペースを利用して設けられる場合もある。
一時預かり事業 【児童福祉法第6条の2第7項】	専業主婦や育児休業中も含め、すべての子育て家庭が必要な時に短時間子ども達を預けることができる事業。（資料「参考4」）その特徴として、専業主婦などのために、一時的にお子さんを預かるサービスを提供するもので、そのほとんどは保育所の1つの機能として、併設施設として設けられることが挙げられる。ただし、今後の見通しとしては、利便性の高い公共交通機関の近くやマンションの一画に計画されることも考えられる。
小規模住居型児童養育事業 （ファミリーホーム） 【児童福祉法第6条の2第8項】	里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数（5、6人）の子ども達を養育する事業。（資料「参考5」）その特徴として、従前の里親の制度から、5、6人と比較的大人数を扱うものを制度的に切り出した点や、対象の年齢が18歳までと幅が広く、未就学児等の自力避難困難者のみを対象とした施設ではないことが挙げられる。また、夫婦以外にも補助者を義務付けているが、それは日中、仕事で留守の時のサポート

	<p>役といったものが主な業務となっている。本事業では養育に係る補助が支給されることになるが、その大半が学費と生活費に消費される一方、本補助は実施者側の運営資金や給与ともなる。</p>
<p>家庭的保育事業 (保育ママ) 【児童福祉法第6条の2第9項】</p>	<p>保育士又は看護師の資格を有する(平成22年4月からは、保育士又は研修により市町村が認められた者)家庭的保育者(保育ママ)が、保育所と連携しながら自身の居宅等において乳幼児を保育する事業。(資料「参考6」)その特徴として、大半のケースは保育士や専門の研修を受けた者の自宅の一部分において実施されていることが挙げられる。日中のみ未就学児を保育するもので、受け入れ人数は保育士1人の場合3名、補助者がいれば5名と人数制限を設けている。また、大半のケースは自宅において実施されるものであるが、場合によっては、この事業のために自宅とは別に賃貸住宅等で実施されるケース(安心こども基金による家賃補助の対象)もある。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護事業所 【老人福祉法第5条の2第5項】</p>	<p>身体上、精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある方に対して、居宅又はサービス拠点に通わせ、若しくは短期宿泊させ、サービスの提供を行う事業。(資料「参考7」)その特徴として、「通い」サービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるような弾力的なサービス提供が行われていることが挙げられる。</p>

3.2 小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業に係る現地視察の結果

今回の検討に当たり、一般住宅等において事業が営まれている小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、家庭的保育事業(保育ママ)について、現地視察を実施した(資料「参考8」)。施設関係者からヒアリングした内容等のポイントはおおむね次のとおりである。

- 施設の規模が小さく、また、一般住宅として建設された建物で事業が営まれているケースがほとんどのため、防火管理や消防用設備等の対象外と

なるものが多数。また、ハード・ソフトとも、自ら実施できる対策には一定の限界がある。

- このため、関係者の自主的取組みについて、消防機関からの技術的な指導・助言、福祉部局からの支援が必要。

3. 3 対応の考え方

(1) 地域子育て支援拠点事業

保育所等に併設して設けられるものについては、①管理についての権限を有する者が保育所等と同一、②利用者について同一か密接な関係を有している、③利用時間がほぼ同一等の条件により機能的に従属していると認められる部分（「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号）（資料「通知12」1（1））参照、）に該当する場合、集会所等（（1）項口）、保育所等（（6）項ハ）として取り扱われるケースも存すると考えられる。

なお、親子同伴での交流の場であり、乳幼児を預かって保育等を行う施設ではないことから、独立的な形態をとる場合には、消防法令上の取扱いは児童相談所等（（15）項）と同様となることが一般的と考えられる。

(2) 一時預かり事業

乳幼児を対象とする一時的な預け入れ施設であり、単独・併設のいずれについても、消防法令上の取扱いは保育所等（（6）項ハ）と同様となることが一般的と考えられる。

(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育する児童の年齢層が0歳から18歳までと幅広く、5～6名の定員の中で、一定の避難介助を要する乳幼児の利用する蓋然性が高いとは言えないと考えられる。

このため、消防法令上の取扱いとして、福祉施設等（（6）項口・ハ）には当たらないことが一般的と考えられるが、養育者の居宅において、収入を得ながら一定の人員を居住させていることから、共同住宅・下宿等（（5）項口）に当たることが一般的と考えられる。なお、養育する児童の年齢層が一時的に乳幼児に偏る場合の安全確保や、専ら乳幼児の養育を常態とするような施設の消防法令上の取扱いについては、消防機関と関係行政機関が連携し、実態に応じた対応を図ることが必要である。

(4) 家庭的保育事業（保育ママ）

乳幼児を対象として保育を行う施設であり、業態としては保育所等（(6) 項ハ）と同様と考えられる。一方、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合は、当該事業に供される部分の規模が極めて小さいことが一般的であり、当該部分の床面積が、①一般住宅の用途に供される部分より小、②合計50㎡以下という条件（資料「通知12」2（1）参照）に該当して、全体が一般住宅として取り扱われるケースも多いと考えられる。

家庭的保育事業を行う施設については、上記により一般住宅として取り扱われる場合を含め、住宅用火災警報器及び消火器具の設置、消火・避難訓練等の実施が、児童福祉法令において義務づけられている。当該施設では、火災時に複数の乳幼児を避難させなければならないことも想定されることから、上記の法令基準の遵守を徹底するとともに、関係機関との連携により避難誘導體制の確保を図ることが重要である。

(5) 小規模多機能型居宅介護事業所

自宅を有する利用者への「通い」のサービスを基本としつつ、「宿泊」のサービスを併せて提供する施設（老人福祉法第5条の2第5項、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第73条第1号等）であり、令別表第1において（6）項ハに区分されているところである。

一方、平成20年12月の福島県いわき市での火災（昨年度中間報告P.9参照）において死者2人・負傷者5人の人的被害が生じていることを踏まえると、宿泊サービスの提供に対応した夜間の体制確保が必要である。また、このような状況を踏まえ、小規模多機能型居宅介護事業所についても、厚生労働省の平成21年度補正予算（資料「参考1」）においてスプリンクラー整備の補助対象とされており、その活用等により積極的な防火対策を講ずることが重要である。

なお、「宿泊」サービスの提供については、事業所または利用者ごとに、提供回数も多様であり、「宿泊」が一定期間引き続くこともあり得るものである。そのため、実態に応じ、福祉部局と連携し、地域住民、自治体職員、有識者等により構成され、定期的に開催される運営推進会議の意見も踏まえ、対応を図ることが必要である。

(6) 小規模施設の防火対策に関する更なる検討課題

本検討会においては、更なる検討課題等として、次のような意見があった。

- 群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえ、2.2（1）のような緊急的な手当てだけでなく、火災の早期覚知・伝達手段の確保に関する制度的な手当てや、安価で効果的な設備の開発等を検討することが必要ではないか。

- 一般住宅等を活用し、通常の住戸と同様の単位で事業を行っているごく小規模な住居系の施設（グループホーム、ケアホーム、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業（保育ママ）等）について、用途区分を分けて規制の網を細かくかけていくということではなく、住居としての安全性を関係機関の連携により底上げしていく視点が重要ではないか。
- 福祉施設等における防火安全確保を図るに当たっては、「福祉国家における防火対策」という視点に立つことが必要であり、消防行政による法的規制と、社会福祉行政による給付や助成を連携し、行政全体で取り組みを行う体制を整備すべきではないか。
- 関係法令の間で、施設区分や用語の意義等について検討すべきではないか。
- 安全な施設利用の推進のために、利用者が簡便に関係法令等の適合状況を知るための公表等の仕組みを構築すべきではないか。
- 複数の建屋が近接し、延焼拡大のおそれがある施設においては、一体のものとして消防用設備等を設置する等、近接建物を含めた一体的な防火対策を確保すべきではないか。

おわりに

- 本検討会は、平成20年6月から開催され、各委員や関係機関等のご協力の下、2年度にわたり幅広く調査・検討を行ってきたものである。
- 発足当初の経緯としては、平成18年1月の長崎県大村市における認知症高齢者グループホーム火災、平成19年1月の兵庫県宝塚市におけるカラオケボックス火災など、比較的近年になって見られるようになった新たな形態の小規模施設において重大な人的被害が発生し、個別の事案ごとに消防法令の見直し等により措置が講じられる中、引き続き福祉施設、風俗店舗等において重大火災が散見される状況にあった。このため、新たな形態の小規模施設について実情を把握し、潜在危険性が高い状態となっているものについて、安全確保のための方策を検討すべく、本検討会が立ちあげられた。

これと併せて、順次行われてきた消防法令上の手当てについて、適用対象となる小規模施設の実情に即して的確な運用を図るべく、本検討会において情報交換、意見交換等が行われることとなった。
- 平成20年度は、平成20年6月の神奈川県綾瀬市における障害者ケアホーム火災その他の個別事例を踏まえた実態把握、主な業態ごとの火災危険性の整理、防火安全対策のあり方をとりまとめた。

また、共同住宅等の一部をグループホーム等として用いる複合型居住施設について、安全性の確保と円滑な入居の両立が強く求められていたことから、基本的な考え方について提言をとりまとめた。その後、消防庁において、当該提言を踏まえ、複合型居住施設の消防用設備等について基準の見直しが図られている（平成22年2月公布）。
- 平成21年度は、平成21年3月の群馬県渋川市における老人ホーム火災を踏まえた対応、児童福祉法改正に伴う新たな小規模児童施設等への対応を中心に、調査検討が行われた。結果の詳細については本報告書のとおりであるが、就寝を伴う小規模な福祉施設等については、本検討会での議論を踏まえた内容で、安全性の向上が強力に推進されている。
- このほか、本検討会での活動を通じ、各種施策や調査、広報啓発等の場面でも、関係者間において連携が図られるようになってきており、今後とも継続的に有機的な取組みを推進していくことが望まれるものである。
- 最後に、本検討会における検討結果が、小規模施設における防火安全対策に資することを期待する。

(3) 出火及び延焼拡大の防止

利用者への防火教育とともに、喫煙等に係る適切な火気管理、調理・暖房等の火気使用設備・器具等について安全機能を有するものの使用、階段や廊下等の避難経路及び避難口の適正な管理、寝具類等第一着火物となりやすい物品の防炎化・難燃化など、火災の発生や拡大を防止する対策の推進を図る必要がある。また、火災危険性の増大要因となる未届での違法増改築がないよう、建築部局との連携を引き続き強化していくことが重要である。

(4) 関係機関・団体の連携による支援・指導等

関係行政機関と事業者団体の連携により、自主的取組みの促進や、財政支援措置の活用等を推進していくことが重要である。さらに、地域レベルでの取組みとして、建物所有者、地域住民、消防団等の協力の下に共助体制を構築し、防火安全体制の確保を図ることも重要である。

また、既存施設の安全確保のため、未届有料老人ホームのフォローアップなど、引き続き立入検査及び違反是正を重点的に実施する必要があるが、これらの施設形態に関しては所在・実態把握が消防機関のみでは非常に難しいため、今回の緊急調査やフォローアップの過程で得られた経験を活かし下記の実施例等を参考としながら各地域で関係部局の間の連携体制を構築する必要がある。

<関係部局との連携方策の実施例>（資料「参考2」）

- 東京都：有料老人ホーム（未届け等）施設に関する連絡協議会の設置
- 宮城県：社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関との連携
- 宮城県仙台市：社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会の設置

添付資料

消防予第 1 2 1 号
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について

3 月 1 9 日深夜に発生した群馬県渋川市の有料老人ホームの火災（別紙 1 参照）
において死者 1 0 名、負傷者 1 名の犠牲者が出たことは誠に遺憾です。

火災概要 1 参照

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し、特に下記 1 の事項に留意の上、防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。また、併せて下記の 2 及び 3 により関係部局と連携して緊急調査を行うようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防火安全対策の徹底に係る留意事項

(1) 火災予防対策の徹底

- ア 喫煙等の火気管理が適切になされていること。
- イ 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。
- ウ 自力避難困難な者が入所しているものにあつては、その状況を確認し、基準適合性を確認するほか、人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制が確保されていること。
- エ 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。

(2) 消防法施行令改正に係る指導

改正後の令別表第一（6）項口に掲げる防火対象物にあつては、4 月 1 日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあつても消防用設備等の早期の設置を促進すること。

- (3) 消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、重点的に改善指導を図るとともに、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。
- (4) 建築基準法令等他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合は、当該法令所管部局への通報を徹底すること。

2 未届の有料老人ホームに対する緊急調査

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)による改正後の消防法施行令(以下「改正後の令」という。)別表第一(6)項ロ及びハ)に掲げる用途に供しているもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出が未届けのもの。

なお、調査の対象については、福祉部局との情報交換等の連携等により可能な限り把握して実施すること。

(2) 調査内容

別紙の調査様式1の各調査内容について調査を行い回答願います。

なお、厚生労働省老健局振興課長から別添1のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添2のとおり調査の依頼がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

添付省略

通知2参照

通知3参照

(3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式1(※別途メールにて送付します。)に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式1を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

(4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(5) 回答期限

平成21年4月30日(木)

3 社会福祉施設等のうち入所施設に対する緊急調査

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(改正後の令別表第一(6)項ロ及びハ)に掲げる用途に供しているもの(利用者の入所を伴うものに限る)。

(2) 調査内容

別紙の調査様式2の各調査内容について調査を行い回答願います(1により緊急調査を行ったものも含めてご記入ください。)

(3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式2(※別途メールにて送付します。)に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式2を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

(4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(5) 回答期限

平成21年5月29日(金)

なお、改正後の令別表第一(6)項ロ及びハの区分毎の総数については、様式2中当該欄のみ記入の上、平成21年4月10日(金)までに回答をお願いします。

総務省消防庁予防課

村井・塩谷・永瀬

(e-mail : d.nagase@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

老振発第0323001号
平成21年3月23日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について

去る3月19日夜、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において火災が発生し、本日現在10名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生した。高齢者が入居する施設において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

また、群馬県によれば、当該施設は有料老人ホームに該当する可能性がある施設として実態を調査中であつたが、老人福祉法に基づく届出は行われていなかったとの報告を受けている。

こうした状況にかんがみ、下記の通り有料老人ホームに該当する施設の届出促進及び防火安全体制等の緊急点検を行うとともに、適切に指導を行うようお願いする。

記

1 未届の有料老人ホームの届出促進

現に把握している有料老人ホームに該当する施設であつて老人福祉法に基づく届出が行われていないもの（以下「未届施設」という。）について、早急に実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう当該施設の設置者を指導していただきたい。

この場合においては、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知。別添1参照。）を踏まえ、未届施設の解消が重要であることから、有料老人ホームに該当する場合にはまず届出を行った上で、適切な運営が行われるよう指導していただきたい。

添付省略

2 未届施設の防火安全体制及び処遇状況等の緊急点検

未届施設の実態把握等と合わせて、当該施設における消防用設備等の状況や避難通

報体制等の防火安全体制について点検するとともに、入居者に対する処遇の状況等について確認されたい。

この場合において、防火安全体制や入居者に対する処遇等について不適切と認める場合には、必要な指導を行われたい。

点検に当たっては、総務省消防庁予防課長及び国土交通省住宅局建築指導課長より別添2、別添3のとおり通知が発出されているので、消防部局及び建築部局等とも十分に連携を図った上で点検を行うとともに、他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には、当該所管部局に速やかに情報提供されたい。

添付省略

3 結果の報告

1の未届施設の件数については、平成21年3月27日（金）までに別紙1により報告されたい。

また、1の指導及び2の緊急点検の結果については、平成21年4月30日（木）までに別紙2により報告されたい。

国住指第4897号
平成21年3月23日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

未届の有料老人ホームに係る緊急点検について

3月19日に群馬県渋川市の老人ホームにおいて発生した火災により死者10名、負傷者1名の犠牲が出たことは、誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局及び福祉部局と連携を図りながら、下記により未届の有料老人ホームの状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

建築基準法別表第一（い）欄（二）項に掲げるもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出がなされていないものとする。

なお、点検対象については、福祉部局との情報交換等の連携等により可能な限り把握すること。

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成21年4月30日（木）時点の状況について平成21年5月12日（火）までに下記担当に報告すること。

4. その他

別添1のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに、別添2のとおり厚生労働省老健局振興課長から都道府県民生主管部（局）長あてに、それぞれ通知されているので、点検に当たっては、これを参考に消防部局及び福祉部局と十分に連携を図りたい。

添付省略

また、1. の点検対象以外の施設についても、消防部局及び福祉部局から建築基準法令

に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、岡島、森川

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto:okajima-t24m@mlit.go.jp

morikawa-t2dq@mlit.go.jp



社援保発第0325001号
平成21年3月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅を利用する生活保護受給者の防火安全体制の確認について

平成21年3月19日深夜、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において火災が発生し、現在までに10名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生した。本施設には生活保護受給者が多く入所しており、罹災した者のほとんどが生活保護受給者であったところである。また、本施設は社会福祉各法に法的位置付けのない施設であり、防火安全体制が十分な状況でなかったことが指摘されているところである。

通知2参照

こうした状況にかんがみ、今般、別添1のとおり厚生労働省老健局振興課において、未届の有料老人ホームに対する届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について、各自治体に通知されたのでご了承願いたい。

また、生活保護受給者が利用する社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅については、下記のとおり防火安全体制の確認を行うよう管内実施機関に周知願いたい。

記

- 1 生活保護受給者が社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅を利用する場合は、利用する前に当該施設等における住環境や処遇等に加えて、今後、消防用設備等の状況や避難通報体制等の防火安全体制についても確認されたい。
- 2 生活保護受給者が当該施設等を既に利用している場合は、当該施設等の事業者に対する聞き取り又は通常の訪問調査を通じて、防火安全体制についても確認されたい。
- 3 防火安全体制の確認に当たっては、別添2のとおり消防庁予防課より通知が発出されているので、これを参考にするとともに、生活保護法に限らず、法令に違反すること又はその疑いがあることを発見した場合には、所轄の消防署等の当該法令を所管する関係機関に情報提供されたい。

通知1参照

消防予第390号
平成21年9月16日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

社会福祉施設等の防火安全対策に係る調査結果及びフォローアップ
調査の実施について

平成21年3月19日に群馬県渋川市の有料老人ホームにおいて発生した火災により10名の死者が発生したことに鑑み、「社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について」（平成21年3月23日付消防予第121号。以下「緊急調査通知」という。）により、有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し防火安全対策の徹底及び関係部局と連携した調査の実施をお願いしていたところですが、その結果を別紙のとおり取りまとめたので、お知らせします。

今回の調査の結果、老人福祉法第29条による届出が未届の有料老人ホームについては、8割を超える対象において何らかの消防法令違反が指摘されており、引き続き重点的に違反是正を図る必要があることから、下記のとおりフォローアップ調査を実施することといたしましたので、この趣旨をご理解の上、ご回答をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象及び調査内容

緊急調査通知別記2の調査により報告された未届の有料老人ホームについて、別添を参照の上、各調査内容について平成21年10月31日現在の状況を回答願います。

なお、前回の調査において未届の有料老人ホームの存在が認められなかった消防本部及び都道府県においては今回フォローアップ調査を実施する必要はありません。

また、未届の有料老人ホームに対しては、福祉部局及び建築部局においてもフォローアップ調査が実施されるとのことですので、引き続き両部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

2 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部含む。）

調査様式（※別途メールにて送付します。）に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

調査様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

(3) その他

各都道府県は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」とし、送付願います。

3 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

4 回答期限

平成21年11月11日（水）

総務省消防庁予防課 村井・永瀬 (e-mail : d.nagase@soumu.go.jp) 電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

社会福祉施設等(入所施設)の防火対策に係る調査結果

平成21年5月29日報告

○施設数

	合 計	6 項 口	6 項 ハ
施 設 数	49,809	32,224	17,585

○規模

	合 計		6 項 口		6 項 ハ	
	施 設 数	割 合	施 設 数	割 合	施 設 数	割 合
150㎡未満	5,642	11.3%	1,394	4.3%	4,248	24.2%
150㎡以上300㎡未満	8,258	16.6%	3,915	12.1%	4,343	24.7%
300㎡以上500㎡未満	6,607	13.3%	3,922	12.2%	2,685	15.3%
500㎡以上700㎡未満	5,020	10.1%	3,424	10.6%	1,596	9.1%
700㎡以上1,000㎡	3,823	7.7%	2,514	7.8%	1,309	7.4%
1,000㎡以上	20,459	41.1%	17,055	52.9%	3,404	19.4%

○建物構造

	合 計		6 項 口		6 項 ハ	
	施 設 数	割 合	施 設 数	割 合	施 設 数	割 合
木造	11,946	24.0%	5,823	18.1%	6,123	34.8%
防火構造	2,418	4.9%	1,274	4.0%	1,144	6.5%
準耐火(木造)	884	1.8%	608	1.9%	276	1.6%
準耐火(非木造)	5,704	11.5%	3,587	11.1%	2,117	12.0%
耐火	25,483	51.2%	19,101	59.3%	6,382	36.3%
その他	3,374	6.8%	1,831	5.7%	1,543	8.8%

○消防法令違反の状況

	合 計			6 項 口			6 項 ハ		
	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率
消 防 用 設 備 等									
消火器具	46,174	642	1.4%	31,637	371	1.2%	14,537	271	1.9%
屋内消火栓設備	11,193	201	1.8%	9,200	151	1.6%	1,993	50	2.5%
スプリンクラー設備	19,638	1,257	6.4%	18,140	1,204	6.6%	1,498	53	3.5%
自動火災報知設備	38,998	1,278	3.3%	29,151	891	3.1%	9,847	387	3.9%
消防機関へ通報する 火災報知設備	32,474	904	2.8%	26,615	735	2.8%	5,859	169	2.9%
誘導灯	46,691	2,290	4.9%	31,559	966	3.1%	15,132	1,324	8.7%
防火管理者選任	40,166	2,952	7.3%	30,507	2,350	7.7%	9,659	602	6.2%
消防計画	40,166	3,516	8.8%	30,507	2,811	9.2%	9,659	705	7.3%
消防訓練	40,166	5,742	14.3%	30,507	4,098	13.4%	9,659	1,644	17.0%
防災物品	49,033	6,038	12.3%	31,964	3,227	10.1%	17,069	2,811	16.5%
消防用設備等点検報告	47,316	5,381	11.4%	31,814	2,771	8.7%	15,502	2,610	16.8%
防火対象物定期点検報告	3,120	457	14.6%	2,350	329	14.0%	770	128	16.6%
避難管理	49,809	1,393	2.8%	32,224	1,088	3.4%	17,585	305	1.7%
上記以外の消防法令に係る 何らかの違反	49,809	6,099	12.2%	32,224	3,775	11.7%	17,585	2,324	13.2%
建築基準法令に係る 何らかの違反	49,809	901	1.8%	32,224	598	1.9%	17,585	303	1.7%

※規模・建物構造の割合については、四捨五入の関係より100%とならないことがあります。

社会福祉施設等(入所施設)の防火対策に係る調査結果【都道府県別集計】

都道府県	施設数	スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施		
		義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率
北海道	3,175	954	15	1.6%	2,372	38	1.6%	2,300	274	11.9%
青森	888	129	3	2.3%	693	16	2.3%	718	66	9.2%
岩手	983	207	19	9.2%	677	34	5.0%	715	86	12.0%
宮城	890	267	6	2.2%	635	11	1.7%	680	47	6.9%
秋田	786	157	7	4.5%	584	9	1.5%	635	85	13.4%
山形	551	195	45	23.1%	418	26	6.2%	420	58	13.8%
福島	767	223	4	1.8%	583	6	1.0%	617	53	8.6%
茨城	1,163	331	29	8.8%	912	21	2.3%	1,011	131	13.0%
栃木	673	261	26	10.0%	511	22	4.3%	511	95	18.6%
群馬	919	371	8	2.2%	687	23	3.3%	771	134	17.4%
埼玉	1,741	790	126	15.9%	1,403	68	4.8%	1,457	232	15.9%
千葉	2,710	1,166	106	9.1%	2,058	120	5.8%	2,176	376	17.3%
東京	2,507	1,478	9	0.6%	2,118	59	2.8%	1,940	40	2.1%
神奈川	2,829	1,098	102	9.3%	2,059	103	5.0%	2,028	409	20.2%
新潟	1,269	458	5	1.1%	1,043	6	0.6%	1,060	135	12.7%
富山	391	163	5	3.1%	324	2	0.6%	325	34	10.5%
石川	537	207	1	0.5%	424	10	2.4%	425	39	9.2%
福井	402	150	5	3.3%	318	23	7.2%	294	34	11.6%
山梨	318	141	3	2.1%	265	8	3.0%	280	49	17.5%
長野	1,230	420	107	25.5%	887	63	7.1%	850	198	23.3%
岐阜	746	291	43	14.8%	601	30	5.0%	640	142	22.2%
静岡	1,167	484	21	4.3%	950	28	2.9%	965	217	22.5%
愛知	1,711	885	47	5.3%	1,442	53	3.7%	1,447	194	13.4%
三重	793	288	28	9.7%	624	43	6.9%	651	160	24.6%
滋賀	415	122	6	4.9%	238	12	5.0%	252	21	8.3%
京都	826	384	2	0.5%	669	3	0.4%	619	39	6.3%
大阪	2,701	1,195	110	9.2%	2,185	166	7.6%	2,148	435	20.3%
兵庫	1,523	833	13	1.6%	1,286	19	1.5%	1,292	112	8.7%
奈良	403	208	38	18.3%	342	23	6.7%	350	95	27.1%
和歌山	442	181	6	3.3%	344	8	2.3%	335	35	10.4%
鳥取	345	105	2	1.9%	251	1	0.4%	255	29	11.4%
島根	472	100	1	1.0%	360	1	0.3%	371	48	12.9%
岡山	878	351	3	0.9%	710	4	0.6%	768	50	6.5%
広島	1,033	446	26	5.8%	866	29	3.3%	916	105	11.5%
山口	697	364	2	0.5%	590	4	0.7%	602	55	9.1%
徳島	446	250	18	7.2%	403	8	2.0%	407	70	17.2%
香川	447	225	7	3.1%	385	9	2.3%	387	50	12.9%
愛媛	767	327	21	6.4%	625	16	2.6%	658	93	14.1%
高知	433	149	15	10.1%	329	14	4.3%	357	60	16.8%
福岡	2,982	1,502	51	3.4%	2,405	20	0.8%	2,632	419	15.9%
佐賀	690	148	12	8.1%	459	17	3.7%	587	146	24.9%
長崎	952	387	14	3.6%	792	6	0.8%	823	79	9.6%
熊本	1,183	342	12	3.5%	866	11	1.3%	938	91	9.7%
大分	745	255	22	8.6%	612	18	2.9%	641	88	13.7%
宮崎	641	177	1	0.6%	450	10	2.2%	544	110	20.2%
鹿児島	1,213	328	95	29.0%	935	39	4.2%	1,013	125	12.3%
沖縄	429	145	10	6.9%	308	18	5.8%	355	99	27.9%
合計	49,809	19,638	1,257	6.4%	38,998	1,278	3.3%	40,166	5,742	14.3%

平成21年5月29日報告

未届有料老人ホームに関する主な消防法令違反の状況(都道府県別集計)

都道府県	施設数	何らかの消防法		スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施		
		違反施設数	違反率	対象施設数	違反施設数	違反率	対象施設数	違反施設数	違反率	対象施設数	違反施設数	違反率
北海道	16	12	75.0%	7	0	0.0%	15	0	0.0%	14	11	78.6%
青森	7	5	71.4%	5	0	0.0%	7	1	14.3%	6	4	66.7%
岩手	1	1	100.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
宮城	1	1	100.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
秋田	8	6	75.0%	3	1	33.3%	7	0	0.0%	5	2	40.0%
山形	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
福島	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
茨城	8	8	100.0%	4	0	0.0%	7	0	0.0%	7	6	85.7%
栃木	16	14	87.5%	13	1	7.7%	16	0	0.0%	16	10	62.5%
群馬	31	28	90.3%	12	0	0.0%	24	2	8.3%	23	18	78.3%
埼玉	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
千葉	41	39	95.1%	27	7	25.9%	38	8	21.1%	37	27	73.0%
東京	48	41	85.4%	13	0	0.0%	43	2	4.7%	32	21	65.6%
神奈川	91	88	96.7%	44	10	22.7%	80	10	12.5%	73	58	79.5%
新潟	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
富山	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
石川	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
福井	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
山梨	2	1	50.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
長野	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
岐阜	15	14	93.3%	9	1	11.1%	15	5	33.3%	11	8	72.7%
静岡	7	4	57.1%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	7	3	42.9%
愛知	12	8	66.7%	9	1	11.1%	12	1	8.3%	12	5	41.7%
三重	15	13	86.7%	4	0	0.0%	14	4	28.6%	12	6	50.0%
滋賀	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
京都	3	3	100.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	2	2	100.0%
大阪	6	4	66.7%	5	2	40.0%	6	1	16.7%	6	2	33.3%
兵庫	11	7	63.6%	8	0	0.0%	11	0	0.0%	11	5	45.5%
奈良	5	4	80.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
和歌山	2	2	100.0%	0	0	0.0%	2	1	50.0%	1	1	100.0%
鳥取	1	1	100.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
島根	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%
岡山	16	14	87.5%	8	2	25.0%	12	1	8.3%	11	4	36.4%
広島	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
山口	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
徳島	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
香川	2	1	50.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
愛媛	18	13	72.2%	5	1	20.0%	12	0	0.0%	13	8	61.5%
高知	3	2	66.7%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	3	1	33.3%
福岡	12	9	75.0%	3	0	0.0%	9	1	11.1%	5	2	40.0%
佐賀	9	5	55.6%	4	0	0.0%	8	1	12.5%	7	5	71.4%
長崎	3	1	33.3%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
熊本	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
大分	3	2	66.7%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	2	66.7%
宮崎	1	1	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
鹿児島	11	10	90.9%	0	0	0.0%	10	0	0.0%	9	4	44.4%
沖縄	20	20	100.0%	4	2	50.0%	18	3	16.7%	18	17	94.4%
合計	446	382	85.7%	198	29	14.6%	394	44	11.2%	357	235	65.8%

平成21年4月30日報告

報道関係者 各位

平成 21 年 5 月 28 日
 老健局振興課
 (担当・内線)
 課長補佐 日野 力 (3980)
 課長補佐 廣瀬 泉 (3981)
 (電話代表) 03(5253)1111
 (F A X) 03(3503)7894

未届の有料老人ホームに該当しうる施設 に対する指導状況等について

平成 21 年 3 月 23 日付け通知(「未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について」)に基づき、4 月 30 日時点の有料老人ホームに該当しうる施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、都道府県から報告があった件数等は以下のとおりです。

1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について

	件 数	割 合
平成 21 年 3 月 27 日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	579 件	—
平成 21 年 3 月 27 日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	106 件	—
有料老人ホーム非該当等	160 件	—
有料老人ホームに該当しうる施設数	<u>525 件</u>	100.0%
平成 21 年 4 月 30 日まで届出済	79 件	15.0%
平成 21 年 4 月 30 日まで未届	<u>446 件</u>	85.0%

※ 1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※ 2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

2. 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況について

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数	525件	<u>80件</u>
平成21年4月30日まで届出済	79件	10件
平成21年4月30日まで未届	446件	70件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例

※ () 内の数字は指導した都道府県数

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(6)
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(4)
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(3)
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(2)
- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するよう指導(2)
- 入居一時金の保全措置を講じるよう指導(2) 等

3. 今後の対応について

本日付で、次に掲げる項目を内容とする、未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について、本日午前の全国介護保険担当課長会議において都道府県に対し通知を発出するとともに要請することとしています。

- 早急に届出を行うよう指導を徹底すること
- 度重なる指導にも関わらず未届の場合は、罰則適用も視野に入れること
- 届出がなくとも処遇改善等に係る改善命令等により指導を行うこと
- 平成21年度補正予算案におけるスプリンクラー設置費助成を活用すること
- 届出促進、防火体制の整備等に当たって消防部局や建築部局と連携すること

また、未届の有料老人ホームの届出や指導等の状況については、引き続き10月末時点におけるフォローアップを行う予定です。

未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

	都道府県	4/30現在の 有料老人 ホームの届 出済施設数	4/30現在の 調査対象施設数		届出、入居者処遇等に係る指導状況						
			平成21年3 月27日時点 の未届の有 料老人ホー ムに該当し うる施設数	平成21年3 月27日以降 に把握した 未届の有料 老人ホーム に該当しう る施設数	有料老人 ホーム非該 当等	有料老人ホームに該当しうる施設数				平成21年4月30日まで未 届	
						入居者処 遇等に係 る指導件 数	入居者処 遇等に係 る指導件 数	平成21年4月30日まで届出 済	平成21年4月30日まで未 届	入居者処 遇等に係 る指導件 数	入居者処 遇等に係 る指導件 数
1	北海道	161	0	17	0						
2	青森県	83	8	0	1	7	0	0	0	7	0
3	岩手県	68	0	1	0	1	0	0	0	1	0
4	宮城県	73	0	1	0	1	0	0	0	1	0
5	秋田県	23	18	0	9	9	0	1	0	8	0
6	山形県	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	40	12	0	4	8	0	0	0	8	0
9	栃木県	25	35	1	13	23	3	7	1	16	2
10	群馬県	81	46	0	14	32	1	1	0	31	1
11	埼玉県	190	4	0	0	4	3	4	3	0	0
12	千葉県	226	44	0	3	41	9	0	0	41	9
13	東京都	421	103	0	53	50	46	2	2	48	44
14	神奈川県	375	60	40	8	92	2	1	0	91	2
15	新潟県	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	21	3	0	1	2	0	2	0	0	0
18	福井県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	9	2	0	0	2	1	0	0	2	1
20	長野県	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	32	28	9	20	17	0	2	0	15	0
22	静岡県	86	7	0	0	7	4	0	0	7	4
23	愛知県	204	12	0	0	12	1	0	0	12	1
24	三重県	48	0	15	0	15	0	0	0	15	0
25	滋賀県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	21	0	3	0	3	3	0	0	3	3
27	大阪府	254	8	1	1	8	2	2	1	6	1
28	兵庫県	106	9	3	0	12	0	1	0	11	0
29	奈良県	19	5	1	0	6	0	1	0	5	0
30	和歌山県	14	2	0	0	2	0	0	0	2	0
31	鳥取県	17	0	1	0	1	0	0	0	1	0
32	島根県	31	1	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	75	20	0	4	16	0	0	0	16	0
34	広島県	78	13	0	0	13	0	13	0	0	0
35	山口県	91	1	1	0	2	0	2	0	0	0
36	徳島県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	64	0	2	0	2	2	0	0	2	2
38	愛媛県	54	37	3	11	29	0	11	0	18	0
39	高知県	26	4	0	1	3	0	0	0	3	0
40	福岡県	297	23	0	9	14	0	2	0	12	0
41	佐賀県	30	9	0	0	9	0	0	0	9	0
42	長崎県	85	7	1	1	7	0	4	0	3	0
43	熊本県	144	5	5	0	10	2	10	2	0	0
44	大分県	137	9	0	0	9	1	6	1	3	0
45	宮崎県	81	8	0	1	7	0	6	0	1	0
46	鹿児島県	65	12	0	1	11	0	0	0	11	0
47	沖縄県	50	24	1	5	20	0	0	0	20	0
	合 計	4,245	579	106	160	525	80	79	10	446	70

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 21 年 5 月 28 日

国 土 交 通 省

住 宅 局 建 築 指 導 課

未届の有料老人ホームに係る緊急点検結果について

平成 21 年 3 月 19 日に発生した群馬県渋川市の老人ホーム火災を受け、「未届の有料老人ホームに係る緊急点検について」（平成 21 年 3 月 23 日付け国住指第 4897 号）により、全国の特定行政庁に依頼した未届の有料老人ホームに係る緊急点検の結果をとりまとめましたので、公表いたします。

1. 点検対象

建築基準法別表第一（い）欄（二）項に掲げるもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第 29 条による届出がなされていないもの

2. 点検事項

建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況

3. 点検結果概要（平成 21 年 4 月 30 日現在における都道府県からの報告による）

	件数	割合
有料老人ホームの用途に供する建築物のうち老人福祉法第 29 条に基づく届出がなされていないものの件数 (A)	446 件	
点検済のものの件数 (B)	406 件	B/A= 91.0%
建築基準法令（防火・避難関係規定）に関する違反を把握したものの件数 (C)	258 件	C/B= 63.5%
是正指導を行ったものの件数 (D)	213 件	D/C= 82.6%
是正済のものの件数 (E)	2 件	E/C= 0.8%
是正指導予定のもの等の件数 (F)	45 件	F/C= 17.4%
点検予定のものの件数 (G)	40 件	G/A= 9.0%

(主な違反内容) ※物件によっては複数の違反あり

	件数	上記表(B)に対する割合
非常用照明装置関係	196 件	48.3%
間仕切壁関係	99 件	24.4%
排煙設備関係	77 件	19.0%
直通階段関係	50 件	12.3%
内装制限関係	47 件	11.6%
防火区画関係	44 件	10.8%
施錠装置関係	16 件	3.9%
廊下の幅員関係	15 件	3.7%

4. 今後の対応

- ・緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。
- ・建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 阿部一臣 (内線 39-562)

代表：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8514

未届の有料老人ホームに係る緊急点検結果(都道府県別)

平成21年4月30日現在(都道府県からの報告による)

	建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げるもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出がなされていないもの						点検予定のもの
	点検済のもの	建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を把握したもの	是正指導を行ったもの	是正済のもの	是正指導予定のもの等		
北海道	16	16	9	9	0	0	0
青森県	7	7	6	6	0	0	0
岩手県	1	0	0	0	0	0	1
宮城県	1	0	0	0	0	0	1
秋田県	8	8	4	4	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	8	8	7	2	0	5	0
栃木県	16	16	6	6	0	0	0
群馬県	31	31	21	21	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	41	41	33	33	1	0	0
東京都	48	47	44	13	0	31	1
神奈川県	91	90	48	40	0	8	1
新潟県	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	2	2	2	2	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	15	15	9	9	0	0	0
静岡県	7	7	4	3	0	1	0
愛知県	12	9	6	6	0	0	3
三重県	15	5	2	2	0	0	10
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0
京都府	3	3	2	2	0	0	0
大阪府	6	6	5	5	0	0	0
兵庫県	11	11	10	10	0	0	0
奈良県	5	5	2	2	0	0	0
和歌山県	2	2	2	2	0	0	0
鳥取県	1	0	0	0	0	0	1
島根県	1	1	0	0	0	0	0
岡山県	16	16	7	7	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0
香川県	2	0	0	0	0	0	2
愛媛県	18	18	6	6	0	0	0
高知県	3	3	1	1	0	0	0
福岡県	12	12	8	8	1	0	0
佐賀県	9	9	4	4	0	0	0
長崎県	3	2	1	1	0	0	1
熊本県	0	0	0	0	0	0	0
大分県	3	3	2	2	0	0	0
宮崎県	1	1	1	1	0	0	0
鹿児島県	11	11	5	5	0	0	0
沖縄県	20	1	1	1	0	0	19
合計	446	406	258	213	2	45	40

国住指第861号
平成21年5月28日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

未届の有料老人ホームに係る緊急点検の結果等について

平成21年3月19日に発生した群馬県渋川市の老人ホーム火災を受け、「未届の有料老人ホームに係る緊急点検について」(平成21年3月23日付け国住指第4897号)により、全国の特定行政庁に依頼した未届の有料老人ホームに係る緊急点検の結果を別添(略)のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められる物件が6割を超えていることから、各特定行政庁におかれましては、消防部局及び福祉部局と連携を図りながら、当該建築物の所有者等に対して、速やかに是正するよう指導するなど、引き続き、建築基準法令に違反する事項が認められる有料老人ホームの安全対策の徹底をお願いいたします。

また、点検が完了していない特定行政庁におかれましては、引き続き点検を実施して下さい。今後、点検の実施状況及び違反物件に対する指導や是正措置の状況について、継続的にフォローアップ調査を実施しますので、よろしくをお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨を周知するようお願いいたします。

消 防 予 第 5 2 9 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査結果及び第 2 回
フォローアップ調査の実施等について

標記については、平成 21 年 9 月 16 日付け消防予第 390 号により照会し、回答
いただいたところですが、この度、同年 10 月 31 日を基準日とした調査結果（以
下「フォローアップ調査結果」という。）を別添 1 のとおりまとめました。

通知 5 参照

フォローアップ調査結果によると、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が
認められる施設が約 7 割に達していることから、引き続き関係機関と連携し、
一層の違反是正の徹底をお願いします。

また、下記のとおり第 2 回フォローアップ調査を実施することといたしますの
で、この趣旨をご理解のうえ御回答をお願いします。

なお、社会福祉各法に法的位置付けのない施設等の防火安全体制の確認につい
ては、平成 21 年 3 月 25 日付けでご連絡しているところではありますが、去る 10
月 20 日付けで厚生労働省社会・援護局保護課長から各都道府県民生主管部局長
あてに別添 2 のとおり通知されておりますので、各消防機関においては、この
旨ご了知のうえ、生活保護の実施機関をはじめとする関係機関との連携・協力
についても適切に対応されるようお願いいたします。

通知 4 参照

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の関係市町村に対して
この旨周知するようお願いいたします。

本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものである
ことを申し添えます。

記

1 調査対象及び調査内容

フォローアップ調査結果により報告された未届の有料老人ホームについて、
別添 3 の記入要領を参照の上、各調査内容について平成 22 年 4 月 30 日現在
の状況を回答願います。

添付省略

なお、前回の調査において未届の有料老人ホームの存在が認められなかった消防本部及び都道府県においては今回フォローアップ調査を実施する必要はありません。

また、未届の有料老人ホームに対しては、福祉部局及び建築部局においてもフォローアップ調査が実施される予定ですので、引き続き両部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

2 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部含む。）

調査様式（※別途メールにて送付します。）に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

調査様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

3 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

4 回答期限

平成22年5月21日（金）

総務省消防庁予防課 村井・篠木 (e-mail : h.shinoki @soumu.go.jp) 電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533
--

未届有料老人ホームに関する主な消防法令違反の状況(都道府県別集計)

平成21年10月31日現在

都道府県	4月30日時点 未届施設数*		何らかの消防法令 違反		スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施		
	4月30日 以降届 出済施 設数	4月30日 以降届 出済施 設数	違反 施設数	違反率	対象 施設数	違反 施設数	違反率	対象 施設数	違反 施設数	違反率	対象 施設数	違反 施設数	違反率
北海道	13	13	8	61.5%	5	0	0.0%	13	0	0.0%	13	5	38.5%
青森	6	1	4	66.7%	5	0	0.0%	6	1	16.7%	5	3	60.0%
岩手	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
宮城	1	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
秋田	5	0	2	40.0%	3	1	33.3%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
山形	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
福島	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
茨城	6	1	6	100.0%	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	5	83.3%
栃木	16	13	13	81.3%	13	1	7.7%	16	0	0.0%	15	8	53.3%
群馬	21	8	18	85.7%	10	1	10.0%	20	0	0.0%	18	8	44.4%
埼玉	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
千葉	39	6	26	66.7%	24	3	12.5%	37	3	8.1%	34	14	41.2%
東京	44	5	31	70.5%	13	0	0.0%	42	2	4.8%	32	0	0.0%
神奈川	87	26	69	79.3%	47	9	19.1%	78	5	6.4%	75	39	52.0%
新潟	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
富山	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
石川	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
福井	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
山梨	2	0	1	50.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
長野	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
岐阜	12	12	9	75.0%	6	0	0.0%	12	2	16.7%	8	3	37.5%
静岡	7	1	2	28.6%	7	1	14.3%	7	1	14.3%	7	1	14.3%
愛知	12	4	6	50.0%	8	0	0.0%	12	2	16.7%	12	4	33.3%
三重	15	13	10	66.7%	4	0	0.0%	12	3	25.0%	11	4	36.4%
滋賀	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
京都	3	1	2	66.7%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	2	1	50.0%
大阪	5	2	1	20.0%	4	0	0.0%	5	0	0.0%	5	1	20.0%
兵庫	10	6	3	30.0%	7	0	0.0%	9	0	0.0%	9	1	11.1%
奈良	5	5	2	40.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%	3	1	33.3%
和歌山	1	0	1	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0	0.0%
鳥取	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
島根	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%
岡山	14	13	12	85.7%	7	1	14.3%	10	0	0.0%	8	2	25.0%
広島	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
山口	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
徳島	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
香川	2	1	1	50.0%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
愛媛	16	8	10	62.5%	6	1	16.7%	11	1	9.1%	10	6	60.0%
高知	3	3	2	66.7%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	3	1	33.3%
福岡	12	2	6	50.0%	2	0	0.0%	11	0	0.0%	10	1	10.0%
佐賀	9	4	5	55.6%	3	0	0.0%	8	0	0.0%	7	3	42.9%
長崎	2	2	0	0.0%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
熊本	0	0	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
大分	3	3	1	33.3%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	1	33.3%
宮崎	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
鹿児島	10	10	7	70.0%	0	0	0.0%	9	0	0.0%	8	3	37.5%
沖縄	19	10	18	94.7%	4	2	50.0%	19	2	10.5%	17	13	76.5%
合計	402	176	276	68.7%	186	21	11.3%	369	24	6.5%	333	129	38.7%

* : 4月30日以降、新規設置・廃止された施設等は、調査対象としておりません。

社援保発1020第1号
平成21年10月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局 保護課長

生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について

今般、生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下、「未届施設」という。）については、平成21年1月1日時点での実態を報告いただき、社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設（以下、「無料低額宿泊所」という。）については、平成21年6月30日時点の実態を報告いただき、別添のとおりとりまとめたところである。

また、近年、このような施設においては、防火安全体制の不備等について一部不適切な事案が見受けられたところである。

これらの状況を踏まえ、特に下記の事項について留意の上、管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

別添の調査結果により、不適切な事項があった施設については、都道府県本庁等からの指導内容及び改善状況等に関して、別途調査を行うこととしているので、ご了解願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

- 1 訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援について
保護の実施機関においては、未届施設や無料低額宿泊所に居住する被保護者に対しても少なくとも年に2回以上の訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、居住環境や施設における処遇について随時確認すること。
その際、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合については、関係機関と連携し、より適切な他の施設への転居を促すこと。
また、居宅生活ができることと認められた場合は、公営住宅等への転居の支援に努めること。
- 2 防火安全体制の確認の協力について
上記訪問調査の結果については、所轄の消防署等と連携の上、適宜必要な情報提供を行い、防火安全体制の確認についての協力を努めること。
なお、本件について総務省消防庁と協議済みである。
- 3 未届施設に関する関係部局との連携について
日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすること。
なお、届出に関する事務は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行うこととなるため、都道府県等の生活保護の担当部局が生活保護受給者が利用する施設に関する情報を一括して管理した上で、都道府県等の施設の担当部局と連携を図ること。
- 4 生活保護費の適正な交付について
生活保護費のうち、住宅扶助等については代理納付を認めているものの、生活扶助については、生活保護法第31条第3項に規定するとおり、原則、生活保護受給者本人に対して交付するものである。
生活保護法第31条第4項及び第5項の規定に該当する場合に限り、生活扶助を施設の管理者等に直接交付できるとされているが、未届施設及び無料低額宿泊所については、基本的に当該規定に該当しないため、必ず本人に交付すること。
また、生活保護受給者が、施設との契約に基づき、交付を受けた保護費の管理を施設に委託する場合であっても、本人の意思に反して強制的に保護費から利用料等の名目で全部又は一部が第三者に差し引かれるといった事態がないよう十分留意すること。
なお、金銭管理契約を締結する場合は、施設が各利用者の現金出納簿を作成

し、個人毎に管理を行うよう指導すること。

5 無料低額宿泊所の収支状況の公開について

無料低額宿泊所については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知）において、「貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3ヶ月以内に公開すること」としており、本取扱いは事業経営の透明性の確保、さらには利用者の処遇の確保のため、特に留意すべき事項であり、無料低額宿泊所に対する指導を徹底されたい。

報道関係者 各位

平成22年 1月13日
老健局高齢者支援課
(担当・内線)
課長補佐 廣瀬 泉 (3981)
主 査 小林 盛正 (3981)
(電話代表) 03(5253)1111
(ダイヤルイン) 03(3595)2888
(F A X) 03(3595)3670

未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する 指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について

平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡(「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導状況等のフォローアップ調査の実施について」)に基づき、10 月 31 日時点の有料老人ホームに該当しうる施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、都道府県から報告があった件数等は以下のとおりです。

1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について

	件 数	割 合
平成 21 年 4 月 30 日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	446 件	—
平成 21 年 5 月 1 日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	163 件	—
有料老人ホーム非該当等	44 件	—
有料老人ホームに該当しうる施設数	<u>565 件</u>	100.0%
平成 21 年 10 月 31 日まで届出済	176 件	31.2%
平成 21 年 10 月 31 日まで未届	<u>389 件</u>	68.8%

※1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

2. 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況について

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数	565件	213件
平成21年10月31日まで届出済	176件	91件
平成21年10月31日まで未届	389件	122件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

※件数は指導した都道府県数

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(8)
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(10)
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(4)
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(8)
- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するよう指導(7)
- 入居一時金の保全措置を講じるよう指導(5) 等

3. 今後の対応について

今回の調査結果によると、一定程度届出が進んだものの、更なる取組を徹底する必要があり、関係部局や市区町村と連携して、未届の有料老人ホームの届出促進及び指導の徹底を図るとともに、併せて平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等に対し、スプリンクラーの設置に要する助成制度の積極的な活用の周知を図り、一層の防火安全体制を確保する旨の通知を、都道府県に対し発出し要請することとしています。

また、未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する届出や指導等の状況については、本年10月末時点における第2回フォローアップを行う予定です。

未届の有料老人ホームに該当する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

	都道府県	10/31現在の有料老人ホームの届出済施設数	10/31現在の調査対象施設数		有料老人ホーム非該当等	届出、入居者処遇等に係る指導状況					
			平成21年4月30日時点の未届の有料老人ホームに該当する施設数	平成21年5月1日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当する施設数		有料老人ホームに該当する施設数					
						入居者処遇等に係る指導件数	平成21年10月31日まで届出済		平成21年10月31日まで未届		
					入居者処遇等に係る指導件数		入居者処遇等に係る指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	入居者処遇等に係る指導件数		
1	北海道	180	16	0	3	13	0	13	0	0	0
2	青森県	98	7	8	1	14	6	1	1	13	5
3	岩手県	70	1	1	1	1	0	0	0	1	0
4	宮城県	79	1	0	0	1	0	1	0	0	0
5	秋田県	24	8	0	3	5	0	0	0	5	0
6	山形県	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	84	0	2	0	2	0	0	0	2	0
8	茨城県	43	8	4	2	10	0	1	0	9	0
9	栃木県	39	16	1	0	17	1	13	1	4	0
10	群馬県	96	31	6	10	27	8	8	8	19	0
11	埼玉県	201	0	3	0	3	3	0	0	3	3
12	千葉県	239	41	0	2	39	0	6	0	33	0
13	東京都	441	48	5	4	49	40	5	5	44	35
14	神奈川県	412	91	0	4	87	87	26	26	61	61
15	新潟県	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	19	0	1	0	1	0	0	0	1	0
17	石川県	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	9	2	0	0	2	2	0	0	2	2
20	長野県	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	45	15	0	3	12	12	12	12	0	0
22	静岡県	91	7	3	0	10	7	1	1	9	6
23	愛知県	221	12	1	0	13	0	4	0	9	0
24	三重県	79	15	5	0	20	13	13	13	7	0
25	滋賀県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	22	3	0	0	3	1	1	1	2	0
27	大阪府	294	6	68	1	73	3	2	0	71	3
28	兵庫県	117	11	1	1	11	7	6	6	5	1
29	奈良県	25	5	0	0	5	0	5	0	0	0
30	和歌山県	18	2	0	1	1	1	0	0	1	1
31	鳥取県	18	1	0	1	0	0	0	0	0	0
32	島根県	35	1	0	0	1	0	1	0	0	0
33	岡山県	100	16	16	2	30	4	13	4	17	0
34	広島県	82	0	4	0	4	0	0	0	4	0
35	山口県	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	64	2	0	0	2	2	1	1	1	1
38	愛媛県	67	18	2	2	18	2	8	2	10	0
39	高知県	32	3	5	0	8	0	3	0	5	0
40	福岡県	325	12	17	0	29	1	2	1	27	0
41	佐賀県	38	9	0	0	9	0	4	0	5	0
42	長崎県	91	3	0	1	2	0	2	0	0	0
43	熊本県	157	0	1	0	1	0	0	0	1	0
44	大分県	158	3	0	0	3	0	3	0	0	0
45	宮崎県	95	1	0	0	1	0	1	0	0	0
46	鹿児島県	87	11	0	1	10	9	10	9	0	0
47	沖縄県	172	20	9	1	28	4	10	0	18	4
	合計	4,864	446	163	44	565	213	176	91	389	122

平成 21 年 1 月 13 日

未届の有料老人ホームに係る調査状況について

平成 21 年 3 月 19 日に群馬県渋川市の老人ホームで発生した火災を受け、全国の特定行政庁に未届の有料老人ホームに係る調査を依頼しているところですが、今般、平成 21 年 9 月 30 日時点の調査の状況とをとりまとめましたので公表いたします。

1. 調査対象

建築基準法別表第一 (い) 欄 (二) 項に掲げるもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第 29 条による届出がなされていないもの※

※ 緊急点検において把握したものと (446 件) のうち、その後届出を行ったものについても引き続きフォローアップの対象としております。

2. 調査事項

建築基準法令 (防火・避難関係規定) への適合状況

3. 調査結果概要 (平成 21 年 9 月 30 日現在における都道府県からの報告による)

	緊急点検 (平成 21 年 4 月 30 日時点) において把握したもの (a)		緊急点検以降 (平成 21 年 5 月 1 日以降) 新たに把握したもの (b)		合計 (a+b)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
老人福祉法第 29 条に基づく届出がなされていない有料老人ホームの用途に供する建築物等の件数 (A)	※ 424 件 (440) 件		82 件 (58) 件		506 件 (498) 件	
点検済のもの (B)	421 件	B/A= 99.3%	77 件	B/A= 93.9%	498 件	B/A= 98.4%
	(435) 件	B/A= (98.9%)	(13) 件	B/A= (22.4%)	(448) 件	B/A= (90.0%)
建築基準法令に関する違反を把握したもの (C)	274 件	C/B= 65.1%	44 件	C/B= 57.1%	318 件	C/B= 63.9%
	(282) 件	C/B= (64.8%)	(7) 件	C/B= (53.8%)	(289) 件	C/B= (64.5%)
是正指導を行ったもの (D)	266 件	D/C= 97.1%	44 件	D/C= 100.0%	310 件	D/C= 97.5%
	(260) 件	D/C= (92.2%)	(7) 件	D/C= (100.0%)	(267) 件	D/C= (92.4%)
是正済みのもの (E)	41 件	E/C= 15.0%	2 件	E/C= 4.5%	43 件	E/C= 13.5%
	(19) 件	E/C= (6.7%)	(0) 件	E/C= (0.0%)	(19) 件	E/C= (6.6%)

上段: 今回 (平成 21 年 9 月 30 日時点) の調査結果 下段: 前回 (平成 21 年 6 月 30 日時点) の調査結果

※ 有料老人ホームの用途が廃止された又は有料老人ホームに該当しないことが判明したため減少しております。

4. その他

建築基準法に違反する事項が認められた物件については、迅速な違反是正に取り組むよう特定行政庁に要請しております。

(問い合わせ先)

国土交通省 住宅局 建築指導課 課長補佐 谷山 拓也 (内線 39564)

係長 佐藤 靖浩 (内線 39525)

TEL: 03-5253-8111 (代表) 03-5253-8513 (夜間直通)

未届の有料老人ホームに係る調査状況(都道府県別)

別紙

平成21年9月30日現在(都道府県からの報告による)

	緊急点検において把握したものの(a)	点検済のもの件数			緊急点検以降新たに把握したものの(b)	点検済のもの件数			合計(a+b)	点検済のもの件数					
		うち法令違反件数	うち是正指導件数	うち是正済み件数		うち法令違反件数	うち是正指導件数	うち是正済み件数		うち法令違反件数	うち是正指導件数	うち是正済み件数			
北海道	13	13	6	6	1	1	1	0	0	0	14	14	6	6	1
青森県	7	7	6	6	1	0	0	0	0	0	7	7	6	6	1
岩手県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
宮城県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	2	2	2	1
秋田県	6	6	2	2	1	0	0	0	0	0	6	6	2	2	1
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	6	6	5	5	1	4	3	1	1	0	10	9	6	6	1
栃木県	16	16	6	6	1	0	0	0	0	0	16	16	6	6	1
群馬県	22	22	16	16	3	4	4	3	3	0	26	26	19	19	3
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	41	41	33	33	2	0	0	0	0	0	41	41	33	33	2
東京都	45	45	41	33	0	0	0	0	0	0	45	45	41	33	0
神奈川県	91	91	49	49	10	0	0	0	0	0	91	91	49	49	10
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	15	15	13	13	1	0	0	0	0	0	15	15	13	13	1
静岡県	7	7	4	4	2	0	0	0	0	0	7	7	4	4	2
愛知県	12	10	6	6	1	0	0	0	0	0	12	10	6	6	1
三重県	15	14	9	9	2	29	25	14	14	2	44	39	23	23	4
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	3	3	2	2	1	0	0	0	0	0	3	3	2	2	1
大阪府	6	6	5	5	0	16	16	12	12	0	22	22	17	17	0
兵庫県	11	11	10	10	0	0	0	0	0	0	11	11	10	10	0
奈良県	5	5	2	2	2	0	0	0	0	0	5	5	2	2	2
和歌山県	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2
鳥取県	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
島根県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
岡山県	16	16	12	12	1	0	0	0	0	0	16	16	12	12	1
広島県	0	0	0	0	0	6	6	3	3	0	6	6	3	3	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1
愛媛県	17	17	5	5	2	0	0	0	0	0	17	17	5	5	2
高知県	3	3	1	1	1	0	0	0	0	0	3	3	1	1	1
福岡県	12	12	8	8	2	0	0	0	0	0	12	12	8	8	2
佐賀県	9	9	4	4	0	0	0	0	0	0	9	9	4	4	0
長崎県	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	3	3	2	2	0
宮崎県	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
鹿児島県	11	11	7	7	0	0	0	0	0	0	11	11	7	7	0
沖縄県	20	20	10	10	0	20	20	10	10	0	40	40	20	20	0
合計	424	421	274	266	41	82	77	44	44	2	506	498	318	310	43

事務連絡
平成21年10月27日

総務省消防庁
予防課長様

全国消防長会
事務総長 熊谷 道夫

「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について（情報提供）

総務省消防庁から「群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策」について、再発防止の基本的な考え方が示され、その中で、小規模社会福祉施設で火災が発生した場合において、入所者が安全に避難できるような避難誘導體制の確保の徹底を図る対応として、消防機関における適切な指導、教育を行う必要性があるとされました。

このことから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において、避難誘導體制の確保の徹底を図る対応について審議、検討した結果、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」が取りまとめられました。

つきましては、小規模な社会福祉施設管理者等に対し、避難誘導體制の確保について統一的な指導を行うため、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を基準例として防火安全対策を推進していただくよう、全国の消防長あて別添えのとおり通知しましたので、お知らせいたします。

別添え

「平成21年10月27日付全消発第338号 全国消防長会会長通知」

問い合わせ先

全国消防長会事業部：牧野・今井
TEL：03-3234-1321
FAX：03-3234-1847
E-mail：jigyo-2@fcj.gr.jp

全消発第338号
平成21年10月27日

各 会 員 殿

全 国 消 防 長 会
会 長 新 井 雄 治
(公 印 省 略)

「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について

総務省消防庁から「群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策」について、再発防止の基本的な考え方が示されました。その中で、小規模社会福祉施設で火災が発生した場合において、入所者が安全に避難できるような避難誘導體制の確保の徹底を図る対応として、消防機関における適切な指導、教育を行う必要性があるとされました。

このことから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において審議、検討した結果、別添えのとおり「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」が取りまとめられました。

つきましては、各消防本部におかれましても、小規模な社会福祉施設管理者等に対し、避難誘導體制の確保について統一的な指導を行うため、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を基準例として、防火安全対策を推進していただきますようお願いいたします。

別添え

「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」

問い合わせ先

全国消防長会事業部：牧野・今井

TEL：03-3234-1321

FAX：03-3234-1847

E-mail：jigyo-2@fcj.gr.jp

小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2、(1)に定める小規模社会福祉施設における避難誘導體制等を見直すとともに、自動火災報知設備及び連動型住宅用火災警報器（以下「自火報等」という。）の設置促進を図るため、避難訓練の実施及びその検証の具体的な指導方法を示すことを目的とする。

なお、このマニュアルの活用にあつては、小規模社会福祉施設の実態に応じ、各消防本部で適用対象物、実施方法等を変更することができるものとする。

2 適用対象物

(1) このマニュアルは、社会福祉施設（消防法施行令別表第一（6）項ロ及び（6）項ハに限る。）のうち、延べ面積がおおむね300㎡未満の防火対象物（以下「小規模社会福祉施設」という。）に対し適用する。

(2) 前1の目的を踏まえ、自火報等が設置されていない小規模社会福祉施設を重点対象物とする。

3 訓練及び検証の基本的な考え方

(1) このマニュアルでは、火災発生時に火災対応を行う職員その他の避難介助者（近隣事業所等の応援者を含む。以下「職員等」という。）がとるべき基本的な対応事項を示すとともに、小規模社会福祉施設の状況から算定される避難目標時間の設定方法を示している。当該対応事項を、設定した避難目標時間内に完了させることを目指して訓練を実施し、その検証を行うことで小規模社会福祉施設の避難誘導體制その他の防火安全対策を推進するとともに、自火報等の設置の必要性を関係者に示すことを基本的な考え方としている。

(2) このマニュアルの訓練は、小規模入所施設（利用者を入所させるための小規模社会福祉施設をいう。以下同じ。）を前提としているが、小規模通所施設（小規模入所施設以外の小規模社会福祉施設をいう。以下同じ。）についても、実施することができる。

4 訓練の事前準備

(1) 事前相談等の実施

消防機関は、小規模社会福祉施設の職員等が、小規模社会福祉施設の実態や入所者等（小規模社会福祉施設の利用者をいう。以下同じ。）の状況を踏まえた避難介助の方法、避難経路の選択、避難目標時間の設定その他訓練の実施に必要な事項を適切に設定できるように、事前相談の機会等をとらえ必要な助言を行うものとする。

(2) 職員等及び入所者等の配置

入所者等の数（特に自力避難困難者の数）に比して最も職員等の数が少なくなり、また、入所者等の避難行動が最も困難な状況（小規模入所施設にあつては、通例、入所者等が就寝してい

る夜間)を想定して、職員等及び入所者等を配置し訓練を実施する。

小規模入所施設において、訓練に参加できない自力避難困難者がいる場合については、職員等が代役となるかダミー人形等を使用することとし、自力避難困難者以外の入所者等は可能な範囲で参加するものとする。

また、小規模通所施設(小規模入所施設で通所サービスが提供されている場合の当該サービス提供部分を含む。)にあっては、通例想定される施設の利用者数相当の人数の施設の利用者が参加することが望ましいが、同様に職員等が代役となり、又は参加可能な範囲で実施することで差し支えない。

(3) 出火点の想定

自力避難困難者の配置等の状況を勘案し、小規模社会福祉施設の居室等のうち、火災が発生した場合に避難に最も時間を要すると想定される居室等の中から、出火点として想定する居室等を小規模社会福祉施設の関係者と相談して選択する。

(4) 安全管理

訓練における事故を未然に防止するため、小規模社会福祉施設の職員等に訓練時の安全管理に関して次のことを指導するものとする。

ア 訓練における安全管理の主体は、小規模社会福祉施設の関係者であること。

イ 訓練の責任者となる小規模社会福祉施設の職員等が、事故につながるような項目のチェックを実施すること。

ウ 訓練前には、安全管理について、訓練参加者全員に周知すること。

エ 訓練前には、訓練の計画変更の有無を確認し、変更があった場合は、参加者に相違点を周知すること。

オ 訓練中は、参加者個々の行動を注視し、危険が予測される場合又は事故が発生した場合は、直ちに中止すること。

カ 消防用設備等を使用した場合は、訓練後に資器材等の収納を適切に行うとともに、受信機などのスイッチ類を確実に元の状態に復旧すること。

キ 訓練後は、安全管理面から気付いた点を記録して、その後の訓練に反映させること。

5 対応事項(訓練内容及びその実施方法)

訓練において職員等がとるべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、小規模社会福祉施設の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 火災の覚知

① 自火報等が設置されている場合

出火点に最も近い場所に設置されている感知器・住宅用火災警報器(以下「感知器等」という。)を発報させて自火報等を作動させるか、又は自動火災報知設備の作動を想定して受信機に当該感知器が作動した旨の模擬の表示等を行うことで職員等が火災を覚知することとする。

② 自火報等が設置されていない場合

火災を発見した入所者等から連絡を受ける等により、職員等が火災を覚知することを想定し、これに要する時間として、訓練開始から1分30秒間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を1分30秒間進める。）こととする。

(2) 現場の確認

出火場所を確認し、自ら又は他の職員等に指示して、想定した出火点に消火器を携行し駆けつける。通常、想定した出火時間に職員等が仮眠状態で待機している場合は、自火報等の発報等の後15秒経過してから行動を起こすこととする。出火場所の確認行動は以下のとおりとし、火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶこととする。

① 自動火災報知設備が設置されている場合

受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自動火災報知設備の発報場所を確認して出火場所に駆けつける。

② 連動型住宅用火災警報器が設置されている場合

出火点の発見と出火場所への到着に要する時間として、 $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間進める。）こととし、その後、出火場所に駆けつける。

③ 自火報等が設置されていない場合

②に同じ。

(3) 火災室からの避難

職員等は、大声で付近の入所者等及び職員等に火災である旨、避難すべき旨を伝達・指示するとともに、最初の段階の避難として、まず火災室から入所者等を避難させる。

① 火災室の入所者等が自力避難困難な場合は、廊下等へ一時的に退避させる。

② 火災室の入所者等が自力避難可能な場合は、「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

(4) 初期消火及び出入口の閉鎖

現場の確認を行った者が携行した消火器で、仮想の初期消火活動（放出のための動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持する。）を行う。

火災室からの退避若しくは避難及び初期消火が終了した時点で、火災室の出入口を閉鎖する。

(5) 自力避難困難者の建物外までの避難介助

(3)、①により火災室から一時的に退避させた自力避難困難な入所者等を、建物外まで介助を行って避難させる。具体的な避難介助の方法としては、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用する、背負って避難させる等があるが、自力避難困難な入所者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害、認知症等による状況判断能力の低下等の種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。））に応じて実効性のある方法で柔軟に避難介助を行うこととする。

また、エレベータ等は原則として使用できないものとするが、階段昇降機は、小規模社会福

社施設の状況等により使用することができるものとする。

(6) 消防機関への通報

消防機関へ通報する火災報知設備又は電話等により火災である旨を消防機関へ通報する。

- ① 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていて自火報等と連動している場合
自動的に通報が行われることを想定することとし、特段の動作を要しないこととする。
- ② 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているが自火報等と連動していない場合
現場の確認（(2)における「火事だー！」の声の確認）の後に、消防機関へ通報する火災報知設備を作動させる。職員等が一人しかいない場合、火災室と消防機関へ通報する火災報知設備の位置関係、延焼状況、火災室の入所者（逃げ遅れ者）の状況等により、(3)から(5)までの行動よりも先に行うか、合間に行うこととする。
- ③ 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていない場合
前②と同様の時点で電話により模擬通報を行う。消防機関への電話による模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする（検証の際にはおおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。）。

通報者 119番をする。
消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」
通報者 「火事です。」
消 防 「場所はどこですか。」
通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇の〇〇(事業所名)で、〇〇施設(社会福祉施設の事業類型：(例)有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム)です。」
消 防 「その施設は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」
通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」
消 防 「入所者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」
通報者 「入所者は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」
消 防 「何が燃えているかわかりますか。」
通報者 「〇〇〇が燃えています。」
消 防 「近所に目標となる建物がありますか。」
通報者 「〇〇〇〇〇」
消 防 「わかりました。すぐいきます。」

(7) 火災室以外にいる者の建物外等への避難

火災室以外にいる入所者等を避難させる。

- ① 火災室以外の自力避難困難者は、火災室の入所者等の避難誘導、初期消火、消防機関への通報の後、建物外等に介助を行って避難させる（避難介助の具体的方法については(5)に同じ。）。
- ② 火災室以外の自力避難が可能な者は、(3)から(7)までの行動の合間に、職員等が「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と大声で叫ぶ等小規模社会福祉施設及び入所者等の実態に応じた方法（確実に伝達できる方法とする。）により避難を促し、自力で建物外へ避難させる。

また、①又は②のいずれの入所者等も、それぞれの居室から地上又は一時的な避難場所（屋外階段、バルコニー等）に避難する際に火災室を通過してはならないこととする。

避難の際に、火災室以外の居室等の戸や防火戸（設置されている場合に限る。）は可能な限り閉鎖する。

最後に入所者等と職員等の全員の避難（一時避難場所への避難を含む。）を確認し、避難の完了とする。

なお、必要に応じ建物外へ避難した入所者等が建物内に再進入しないような工夫を講じさせるとともに、入所者等を避難行動後、引き続き部屋に戻すなど実際の火災時において建物へ再進入する誤解を与えるような訓練の実施方法は避けるよう配慮することとする。

(8) 近隣協力者への連絡

近隣協力者等がいる場合は、上記対応事項について応援を受けることができることとする。この場合、職員等は可能なタイミングにおいて近隣協力者等に電話等により連絡するものとする（自火報等と連動して近隣協力者等に連絡する装置を有している場合は、自火報等の作動により自動的に連絡が行われることとする。）。

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から小規模社会福祉施設に駆けつけ（又は、自宅から小規模社会福祉施設までに要する時間待機し）、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行うこととする。

(9) 消防隊への情報提供

消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に対しおおむね次の内容について情報の提供を行う。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。

- ・ 出火場所 「〇階の〇〇〇」
- ・ 避難の状況 「入所者〇名のうち、〇名は避難済みで、このほか〇階の入所者は、〇階の〇〇〇(避難した一次避難場所)へ一時避難しています。」

6 訓練の検証と改善指導の方法

(1) 訓練の検証

前5に従って実施した訓練において職員等がとるべき対応事項のうち、前5、(1)から(7)まで及び(8)（近隣協力者等がいる場合に限る。）に要した時間を R_t とし、7により算定する避難目標時間（火煙が危険なレベルに達する時間）を T_f とした場合

$$R_t \leq T_f$$

であることを検証する。

なお、訓練に参加していない入所者等（代役がいる場合を除く。）がいる場合は、当該入所者等の避難に必要な時間を予測して、測定した R_t に反映するものとする。同様に、入所者等の安全管理上の理由等により避難行動の一部を省略した場合についても、省略した避難行動の部分に必要な時間を予測して、測定した R_t に反映するものとする。

これらの場合について、必要な時間の予測は、その人数、距離及び自力避難の困難の状況に応じて、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年消防予第231号）記4、(1)、イの移動時間の算定方法により算出するか、又は避難行動（ダミー人形等を使用してもよい。）を実測し、それに基づいて予測する方法で算定するものとする。

(2) 改善指導の方法

$R_t > T_f$ であった小規模社会福祉施設については、別紙の内容を参考に指導すること。

7 避難目標時間の設定

避難目標時間は、避難行動が完了する時間の目標時間である。このマニュアルの対象となる小規模社会福祉施設は、全体の規模が比較的小規模であることや、防火上の構造や区画の一般的な状況等を勘案し、建物全体を単位として避難目標時間を設定する。

避難目標時間 (T_f) は、火災室の状況に応じて算定される「基準時間 (T_{f1})」及び建物全体の状況に応じて算定される「延長時間 (T_{f2})」の和とする。

基準時間 (T_{f1}) 及び延長時間 (T_{f2}) は、当該建築物の条件により、別表のとおりとする。

条件			時間	
火災室の状況	基準時間 (T_{f1})	内装制限の状況(注1)	不燃材料	5分
			準不燃材料	4分
			難燃材料	3分
			なし	2分
	寝具・布張り家具の防災性能の確保(注2)			+1分
	特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置(注3)			+2分
建物全体の状況	延長時間 (T_{f2})	火災室からの区画形成	防火区画(注4)	3分
			不燃化区画(注5)	2分
			その他の区画(注6)	1分
	床面積×(天井高さ-1.8m) ≥ 200 m ³			+1分
	特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置(注3)			+1分
避難目標時間 $T_f = T_{f1} + T_{f2}$				

(注1) 内装制限の状況については、火災室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げとする。

(注2) 寝具・布張り家具の防災性能の確保については、火災室において使用する寝具・布張り家具のすべてが防災性能を確保している場合とする。

(注3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されている場合とは、消防法施行令第12条第2項第4号に定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備、平成3年消防予第53号「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により設置される住宅用スプリンクラー設備又はこれと同等以上の性能を有するスプリンクラー設備のヘッドが設置されている場合とする。

(注4) 防火区画とは、建築基準法施行令第112条に定める基準により設けた区画のほか、準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画を形成するものも含むものとする。

なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第113条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(注5) 不燃化区画とは、仕上げを準不燃材料とした壁及び天井(天井の無い場合においては屋根)並びに防火戸又は準不燃材料(ガラスは網入りのものに限る。)で造った戸により区画を形成する(外気に面する開口部を除く)ものをいう。

(注6) その他の区画とは、壁及び天井並びに戸(襖、障子又はこれらに類するものを除く。)により区画を形成するものをいう。

対応事項の完了までに要する時間が避難目標時間を超過した際の指導要領

訓練の検証の結果、避難目標時間内に所要の対応事項が完了できなかった場合には、以下に述べる要領を参考に、防火安全対策の指導を必要に応じて行うものとする。

1 問題点の指導

訓練時の行動等で問題と考えられる事項を指導するとともに、小規模社会福祉施設の設備、構造等で防火安全対策上の弱点となっている事項についても説明を行うものとする。

2 改善策の検討

前1で挙げた問題点及び避難目標時間から超過した時間等を勘案して、以下の項目の中から該当する改善内容を示し、実現可能な改善策を検討するよう指導する。

特に、自火報等が設置されていない小規模社会福祉施設で、避難目標時間の超過等が著しいものについては、自火報等（自動火災報知設備の設置義務がない小規模社会福祉施設にあつては連動型住宅用火災警報器）の早期設置を指導すること。

① 活動の迅速化

次に掲げる項目を実施することにより、対応事項に係る時間を短縮することを指導する。

- ア 訓練等により職員等の行動の迅速化を図る。
- イ 職員等相互の連携を図る。
- ウ 消防用設備等や防災設備等の操作・取扱い要領の習熟を図る。
- エ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟を図る。
- オ 車イス等避難介助に使用する設備・機器等を増強する。

② 防火管理体制の変更

次に掲げる項目に関する体制を変更し、又は見直すことを指導する。

- ア 職員等の資質を考慮し、災害対応能力がいずれの日も平均化するよう、シフト体制を見直す。
- イ 自力避難困難者や受信機に近接した所に、職員等の事務所や仮眠室を設定する。
- ウ 目的地までの遠回りや職員等が互いに重複する行動をとらないようにするため、小規模社会福祉施設内の構造を良く理解し、役割分担を周知徹底する。
- エ 自力避難困難者の居所を避難容易な場所に変更する。
- オ 近隣住民との火災時の応援体制を整備するとともに、宿直等の人員を適正配置するなど職員等配分の適切化を図る。
- カ ③に掲げる消防用設備等その他の設備等の強化の状況により、避難経路・避難方法の見直しを行う。

③ 消防用設備等その他の設備等の強化

次に掲げる消防用設備等その他の設備等を設置し、又は改良するなど、避難目標時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図る。

- ア 自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器を設置する。
- イ 消防機関へ通報する火災報知設備を設置する。
- ウ 自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備を連動させる（又は、自火報等の非火災報対策の進捗状況を踏まえ、自火報等の作動時点で消防機関へ通報する火災報知設備の起動又は電話による通報を行うこととする。）。
- エ 小規模社会福祉施設の中で通報連絡するための装置等（携帯電話、館内インターホン、コードレス電話子機等）を設置する。
- オ 近隣協力者等の応援要請装置を設置する。
- カ 119番通報を複数の場所で行うことができるようにする。
- キ スプリンクラー設備を設置する。
- ク 自力避難困難者搬送用器具の導入や改良を行う。
- ケ 火気使用設備器具等に自動消火装置を設置する。
- コ 消火器の設置を増強する。
- サ パッケージ型消火設備を設置する。
- シ 近隣の協力者への火災通報を自動火災報知設備と連動させる。
- ス 火災時に外部にその旨を通報する音響装置を設ける。
- セ 外部と直接出入りできる扉等で施錠しているものを自動火災報知設備と連動して解錠する仕組みとする。

④ 建物構造等の強化等

内装の不燃化、防火区画の設置等により、避難目標時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図ることを指導する。

- ア 全寝具・布張り家具(ソファ等)に防火性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品を使用する。
- イ 建物の内装の不燃化を図る。
- ウ 建物内を防火区画（準耐火構造の壁及び防火戸による区画）により細分化する。
- エ 火災室の区画を形成するよう出入口及び開口部を変更する。
- オ 火災室を区画するドアを自動閉鎖式にする。
- カ 一次避難場所や避難経路のスペースを広げる等見直しを行う。
- キ 避難経路を増やす。例えば、屋外階段や避難上効果が期待されるバルコニー等を確保する。
- ク 搬送・歩行の障害となる段差をなくす。

3 改善策の実施及び再効果確認

前2で検討した改善策を関係者と十分に協議して、火災発生時に効果のある改善策を計画する。この際、ソフト面の改善策は比較的早期に実施できると考えられるが、設備・建築の構造等のハード面の改善策は、時間等が必要となると考えられる。計画した改善策については、関係者に継続して指導するものとする。

なお、実施した改善策が維持されるよう、その内容を消防計画等に盛り込むよう指導する。

改善が図られた後、必要に応じて再度訓練及び訓練の検証を行うものとする。訓練の検証の結果、避難目標時間内に対応事項が完了しない場合は、前2の改善策に加え、次に掲げる改善策の例等を参考に更に効果的な改善を行うように指導する。

- ア 火気管理の強化を図る。
- イ 火気使用設備器具等の管理と点検の強化を図る。
- ウ コンセントの定期的な清掃等電気器具の管理と点検の強化を図る。
- エ 放火防止対策の強化を図る。
- オ 暖房用の灯油等は、屋外の物置等に保管する。
- カ 入所者等による火気器具（マッチ、ライター等）の持ち込み・使用状況に留意する。
- キ 消火器の使用方法を全職員等に周知する。
- ク 入所者等のうち、消火器が使用できる者に使用方法を周知する。
- ケ 避難施設、避難経路の定期的な点検による維持管理を行う。
- コ 入所者等個々の避難経路や避難方法等を全職員等に周知する。

「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」による
消防機関の指導の際の留意事項

1 訓練実施前の指導上の留意事項

訓練実施前に下記事項について指導すること。

- (1) 消火器の取扱い、自動火災報知設備等の確認方法など基本事項を実施できることを確認した上で、小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル（以下「マニュアル」という。）による訓練を実施すること。

また、基本事項が実施できない場合は、基本事項を習得させた上で、マニュアルによる訓練を行うこと。

- (2) 実際の火災においては、初期消火、避難誘導時の自己の安全確保が重要であることから、安全確保にも十分配慮するよう指導すること。
- (3) マニュアルによる訓練を実施する場合は、消防計画等を尊重すること。

なお、新規に開設する小規模社会福祉施設であって、事業開始前のものについても、このマニュアルに準じた訓練の実施等を指導すること。

- (4) 消防法第8条の防火管理義務対象物以外の小規模社会福祉施設にあっても、避難誘導體制等を実質的に確保し、防火安全対策を講じることが極めて重要であるため、このマニュアルによる指導を行うとともに、消防法第8条に準じた避難誘導體制等の確保を指導すること。

このマニュアルの対応事項が消防計画に盛り込まれていない場合には、小規模社会福祉施設の実態を十分に踏まえたうえで、すべての対応事項を消防計画に盛り込むよう指導すること。

2 訓練実施時の留意事項

訓練実施時に下記事項に留意すること。

- (1) 訓練の実施にあたっては、訓練に参加することに支障がある入所者等もいることに十分留意し、入所者等の体調や参加の可否、訓練指導者を含めた小規模社会福祉施設側の安全管理体制等を確認すること。
- (2) 入所者等の参加の代わりに職員等による代役やダミー人形の使用が行われる場合には、実際の入所者等が避難する状況が可能な限り再現されるように工夫すること（実際の入所者等の歩行速度等を可能な限り再現する、ダミー人形を使用する場合にも実際の入所者等を介助する場合に必要な安全確認手順等を省略しない等）。
- (3) 適当な場所に計測担当者を配置し、火災室及び建物全体における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切に行われているか確認すること。
- (4) 自力避難困難者の搬送にあたっては、搬送に無理がないか、実態に即しているかを確認し、改良の余地のあるものについては、その旨関係者に説明すること。
- (5) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。

- (6) 火災室の区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況も確認すること。
- (7) 近隣協力者がいる場合には、通報連絡手順を確認し、小規模社会福祉施設の火災時の対応計画や建物内部の状況を把握することができる等の訓練参加による利点が大きいため、積極的な参加を指導すること。

3 訓練実施後の指導

訓練実施後に下記事項について指導すること。

- (1) 効果確認時に、対応行動のうちの適切に行われなかった部分について改善を指導すること。
また、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了できなかった場合は、その要因を検討し対応行動に要する時間の短縮のため改善を図るよう指導すること。
- (2) 改善を行った後に再度効果確認を行い、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了できなかった場合は、対応行動に要する時間の更なる短縮その他防火安全対策の効果向上のため継続して改善を図ること。
- (3) 効果確認後は、一定期間ごとにこのマニュアルに基づく見直し訓練を継続して実施するとともに、小規模社会福祉施設の事情変更があった場合にも訓練を行うよう指導すること。
- (4) 避難目標時間の計測による効果確認のほかにも、想定した出火点以外の場所から出火した場合の避難経路・方法等の検討、停電等に備えた誘導灯・非常照明等の設置、避難した後の入所者等の安全確保策の検討等を行うよう指導すること。
また、繰り返し訓練を行う場合は、想定する出火点を変更することも考慮し指導すること。

4 その他

このマニュアルによる訓練・検証等の指導のほか、防火安全対策の指導を行うこと。

消防予第 41 号

消防安第 41 号

昭和 50 年 4 月 15 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防庁安全救急課長

令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて

改正 昭和 59 年 3 月 消防予第 54 号

平成 15 年 2 月 消防予第 54 号

消防安第 7 号

先般の消防法及び消防法施行令(以下「令」という。)の改正により複合用途防火対象物に関する規定の整備が行われたことについては、昭和 49 年 6 月 25 日付け消防予第 91 号消防安第 66 号及び昭和 49 年 7 月 12 日付け消防安第 79 号をもつて通知したところである。これらの改正によつて令別表第 1 に掲げる防火対象物に関する基本的な解釈及び運用については従来の方針を変更するものではないが、令第 1 条第 2 項後段の規定を加えたことにより、令別表第 1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲を明確にする必要が生じ、令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱い基準を下記のとおり定めたのでその運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

1 消防法施行令(以下「令」という。)第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

- (1) 令別表第 1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)に機能的従属していると認められる同表

(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同様であること。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同様であるか又は密接な関係を有すること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同様であること。

(2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同様。)が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分

2 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同様。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記1によるほか、次により取り扱うものであること。

(1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

別表

区分	(イ)	(ロ)
(一)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具、小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(一)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(二)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(二)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(二)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(三)項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(三)項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(四)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(五)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(五)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(六)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場

(六)項口	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
(六)項ハ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂
(七)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
(八)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店
(九)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(九)項口	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(十)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(十一)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(十二)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(十二)項口	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十三)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(十三)項口	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(十四)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十五)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上の 平屋建て (17千円/㎡)	○	○	—
認知症高齢者グループホーム		○	○	—
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上のもの)	275㎡～1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	—	○
養護老人ホーム		○	—	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		○	—	○
小規模多機能型居宅介護事業所		—	—	○

事業規模 約283億円(3年分)

○関係部局との連携方策の実施例

- ・ 東京都..... P 52
- ・ 宮城県..... P 53
- ・ 仙台市..... P 61

有料老人ホーム（未届け等）施設に関する連絡協議会設置要綱

第1 目的

有料老人ホーム（未届け等）施設に関する連絡協議会（以下「協議会」という。）は、都内において、高齢者を主体に居住させ、食事の提供や洗濯など家事援助等を行う形態をとる有料老人ホーム（未届け等）施設について、施設の防火安全指導又は建築指導等に関係する東京消防庁、都市整備局、区市建築所管部、区市町村高齢福祉所管部及び福祉保健局が連携し、情報共有及び現地調査など適切な方策を実施することにより、高齢者の生活の安全確保を図ることを目的とする。

第2 協議会の構成員

協議会の委員は、福祉保健局高齢社会対策部長を委員長（以下「協議会委員長」という。）とする次の構成による。

- | | |
|--|----|
| (1) 区市高齢福祉主管課長 | 2名 |
| (2) 区市建築主管課長 | 2名 |
| (3) 東京消防庁主管課長 | 1名 |
| (4) 都市整備局主管課長 | 1名 |
| (5) 福祉保健局高齢社会対策部
（高齢社会対策部長及び介護保険主管課長） | 2名 |

なお、必要に応じて協議会委員長は、関係部署職員（生活福祉部、指導監査部等）に出席を求めることができる。

第3 連絡協議事項

都内の有料老人ホーム（未届け等）施設に関する情報交換並びに高齢者の安全確保及び生活の質の確保のための現地調査、指導・助言方策及び課題整理等を連絡協議事項とする。

第4 開催方法

- (1) 協議会は、原則、四半期に1回開催する。
- (2) 開催時期及び開催議題については、協議会委員長が決定する。
- (3) 必要に応じて、協議会の決定により検討部会を置くことができる。

第5 事務局

協議会の事務局は、高齢社会対策部施設支援課に置く。

第6 協議会の施行時期

当設置要綱の決定日から、施行する。

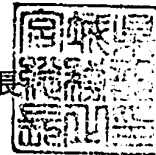


消 第 1117 号

平成21年3月27日

各消防本部（局）消防長（局長） 殿

宮城県総務部長



社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関の連携について（通知）

平成21年3月12日付け消第1048号で協議しましたこのことについて、関係機関から異議のない旨の回答がありましたので、この結果を踏まえ、別添「社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関の連携について」のとおり連携を行うこととしますので御承知願います。

担 当：消防課予防班 澁谷
電 話：022-211-2374
FAX：022-211-2398
e-mail：shibuya-ya412@pref.miyagi.jp

社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関の連携について

平成21年4月1日

宮城県総務部
宮城県保健福祉部
宮城県土木部
各消防本部（局）
各市特定行政庁

1 目的

平成18年1月8日の長崎県大村市及び平成20年6月2日の神奈川県綾瀬市の社会福祉施設火災において、多数の死傷者が発生した重大性に鑑み、消防行政機関、福祉行政機関及び建築行政機関が相互に連携し、県内における社会福祉施設等の適正な防火安全対策の徹底を図ることを目的とする。

2 連携行政機関

連携を行う行政機関は、次に掲げる機関とする。

(1) 調整機関

県総務部消防課，県保健福祉部保健福祉総務課，県土木部建築宅地課

(2) 指導機関

① 消防行政機関

各消防本部（局）

② 福祉行政機関

県保健福祉部（社会福祉課，長寿社会政策課，子ども家庭課，子育て支援室，障害福祉課及び保健福祉事務所（地域事務所含む。））

③ 建築行政機関

県土木事務所（地域事務所含む。），特定行政庁（仙台市，石巻市，塩竈市及び大崎市）

3 相互の連携

(1) 調整機関相互の連携

調整機関は，指導機関の連携が円滑に実施できるよう，関係のある調整機関と相互の連携を図る。

(2) 指導機関相互の連携

別表右欄に掲げる指導機関は，同表左欄に掲げる市町村内の社会福祉施設等の指導について相互に連携を図る。

4 連携の方法

(1) 調整機関による連携

- ① 調整機関は、指導機関の連携に関して問題等が発生し、指導機関から要請があった場合又は必要であると判断した場合は、関係のある調整機関に連絡し、解決のための協議を行う。
- ② 調整機関は、指導機関の連携が円滑に実施できるよう、関係のある指導機関と連絡調整を図る。

(2) 指導機関による連携

- ① 指導機関は、社会福祉施設等の許認可等において、次のとおり連携を行う。
 - ア 福祉行政機関は、社会福祉施設等の経営者からの新規若しくは変更による申請があった場合には、消防法令に基づく手続きについて、消防行政機関にも相談するよう指導するとともに、その情報を別記様式により消防行政機関及び建築行政機関に対し連絡する。
 - イ 前記の情報連絡後において、消防行政機関及び建築行政機関は、許認可等に係る施設の状況を判断できる場合を除き、所管とする法令遵守確認のため立入検査等を実施するなどして、実態の把握を行う。
 - ウ 消防行政機関及び建築行政機関は、所管とする法令違反を確認し是正指導を行った場合又は是正指導により改善がなされた場合には、関係のある指導機関に対し内容を連絡することとし、是正指導によっても改善がなされない場合には、関係法令に基づく処理を行う。
- ② 指導機関は、既に許認可等を受けている社会福祉施設等及び無届等で社会福祉施設等の用途に供されている疑いのある施設（以下「既許認可施設等」という。）に対して、次のとおり連携を行う。
 - ア 指導機関は、立入検査等により他の関係法令に違反する疑いがある既許認可施設等を確認した場合には、関係のある指導機関に連絡する。
 - イ 前記の情報連絡後において、関係のある指導機関は、許認可等に係る施設の状況を判断できる場合を除き、所管とする法令遵守確認のため立入検査等を実施するなどして、実態の把握を行う。
 - ウ 関係のある指導機関は、関係法令違反を確認し是正指導を行った場合又は是正指導により改善がなされた場合には、情報提供元の指導機関に対し内容を連絡することとし、是正指導によっても改善がなされない場合には、関係法令に基づく処理を行う。
 - エ 上記に掲げるものの他、指導機関が実施した立入検査等により、所管する法令違反を確認し是正指導を行った場合又は是正指導により改善がなされた場合には、必要に応じ関係のある指導機関に対し内容を連絡する。

5 連携における指導機関の対応事項

- (1) 具体的な連携の体制及び方法等については、関係のある指導機関と事前に協議を行うこと。
- (2) 立入検査等を実施する際は、必要に応じ関係のある指導機関の合同により行うこと。
- (3) 立入検査等で知り得た新たな情報については、可能な限り関係のある指導機関と共有することにより、関係法令の目的を確実に遂行できるよう努めること。
- (4) 法令違反の是正において、他の指導機関の協力を必要とする場合には要請するなどし、要請された指導機関は協力を努めること。

6 連絡会議

- (1) 行政機関の連携を円滑に行うとともに、連携に関する問題等について検討を行うため、必要に応じ社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- (2) 連絡会議の事務局は県総務部消防課とし、消防課長が主宰する。

別記様式

事 務 連 絡
年 月 日

関係消防機関予防担当班（係）長
関係建築機関建築担当班（係）長 } 殿

所 属 班 長

社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関の連携に
基づく関係機関への連絡について
このことについて、下記のとおり（新規・変更）情報を連絡します。

記

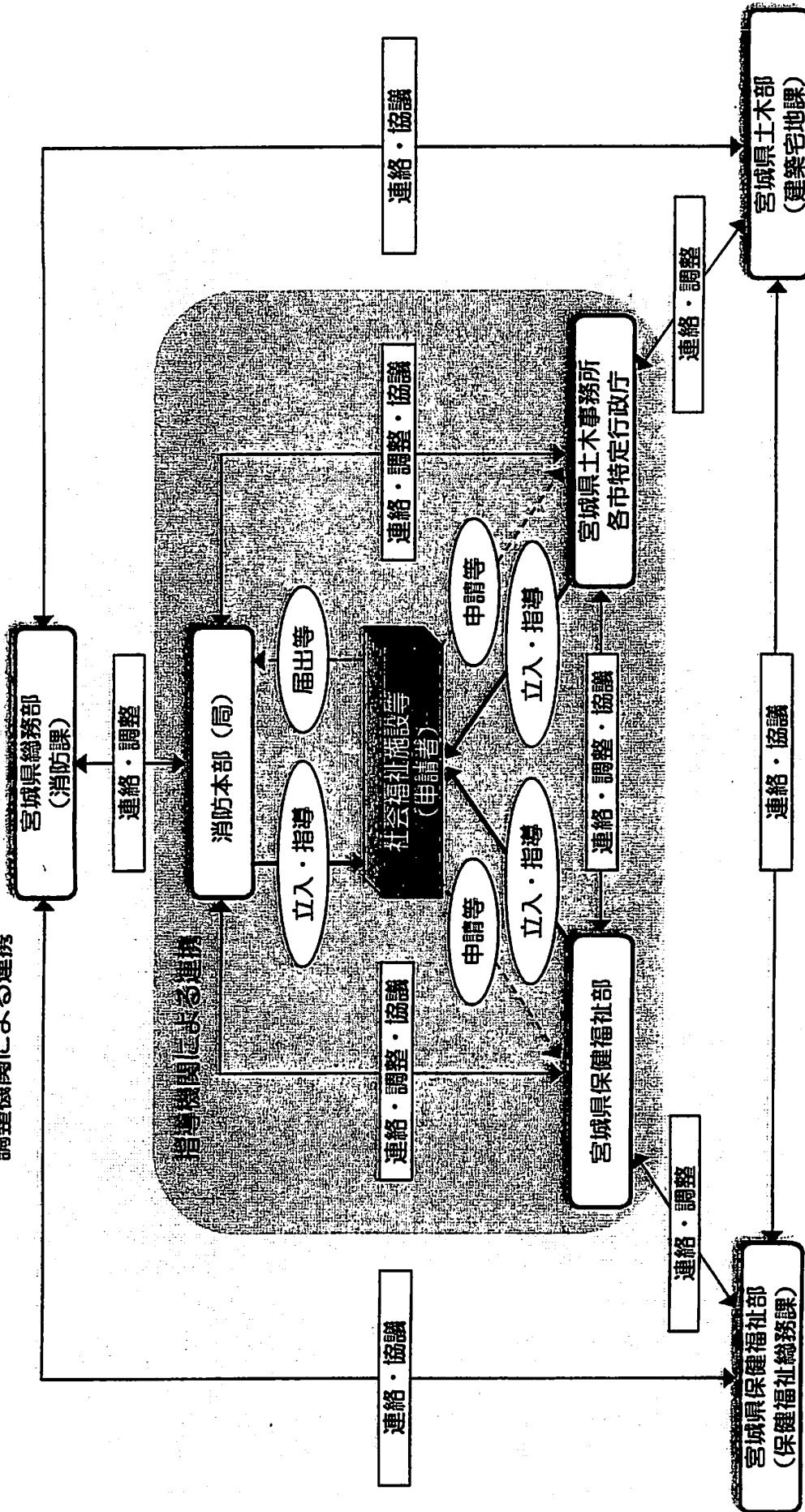
1 申請者名			
2 所在地			
3 施設名称			
4 施設の種類	(根拠法律： 法第 条 項 号による。)		
5 連絡者名・連絡先			
6 施設概要 (わかる範囲で記入)	構造	地上 階	地下 階
	延べ面積		m ²
	建築確認済証番号		(年 月 日)
検査済証番号		(年 月 日)	
7 備考 (変更情報を○で囲む)	①申請者 ②所在地 ③施設名称 ④施設の種類 ⑤延べ面積等 ⑥平面図 ⑦入所者の定員 ⑧その他 ()		

担当者	○○○○課□□□班
	△△
TEL	
E-mail	

市町村	指導機関		
	消防行政機関	福祉行政機関	建築行政機関
仙台市	仙台市消防局	県保健福祉部関係各課	仙 台 市
白石市	仙南地域広域行政事務 組合消防本部	県保健福祉部関係各課 (仙南保健福祉事務所)	大河原土木事務所
角田市			
蔵王町			
七ヶ宿町			
大河原町			
村田町			
柴田町			
川崎町			
丸森町			
塩竈市	塩釜地区消防事務組合 消 防 本 部	県保健福祉部関係各課 (仙台保健福祉事務所)	塩 竈 市
多賀城市			
松島町			
七ヶ浜町			
利府町			
名取市	名取市消防本部	県保健福祉部関係各課 (仙台保健福祉事務所)	仙 台 土 木 事 務 所
岩沼市	岩沼市消防本部		
亘理町	亘理地区行政事務組合 消 防 本 部		
山元町			
大和町	黒川地域行政事務組合 消 防 本 部		
大郷町			
富谷町			
大衡村			
大崎市	大崎地域広域行政事務 組合消防本部	県保健福祉部関係各課 (北部保健福祉事務所)	大 崎 市
色麻町			
加美町			
涌谷町			
美里町			
栗原市	栗原市消防本部	県保健福祉部関係各課 (北部保健福祉事務所 栗原地域事務所)	北 部 土 木 事 務 所 栗 原 地 域 事 務 所
石巻市	石巻地区広域行政事務 組合消防本部	県保健福祉部関係各課 (東部保健福祉事務所)	石 巻 市
東松島市			
女川町			
登米市	登米市消防本部	県保健福祉部関係各課 (東部保健福祉事務所 登米地域事務所)	東 部 土 木 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所
気仙沼市	気仙沼・本吉地域広域 行政事務組合消防本部	県保健福祉部関係各課 (気仙沼保健福祉事務所)	気 仙 沼 土 木 事 務 所
本吉町			
南三陸町			

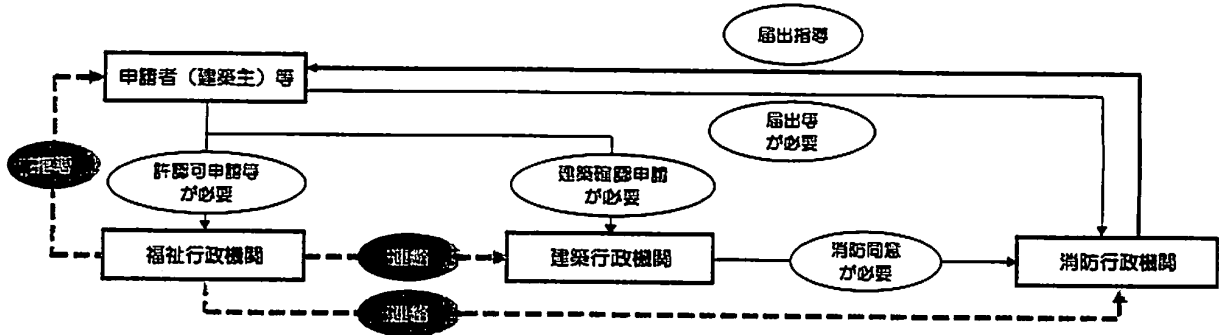
行政機関連携図

調整機関による連携

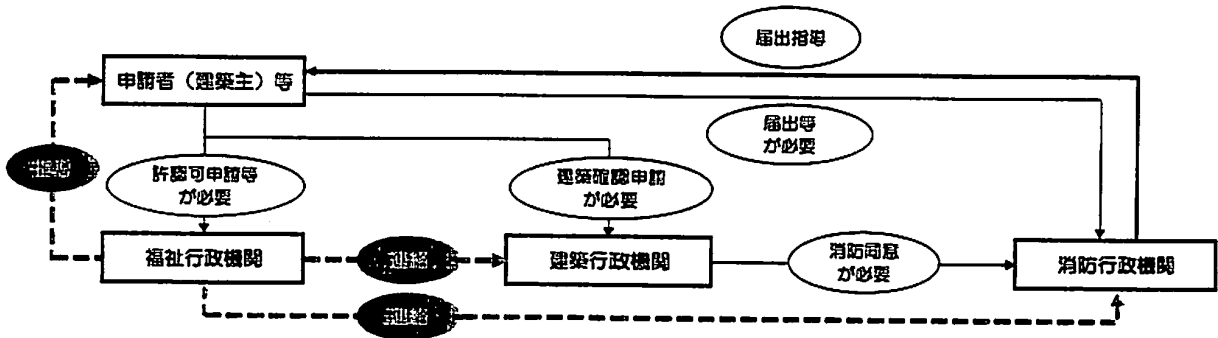


申請等の流れ及び今後の対応

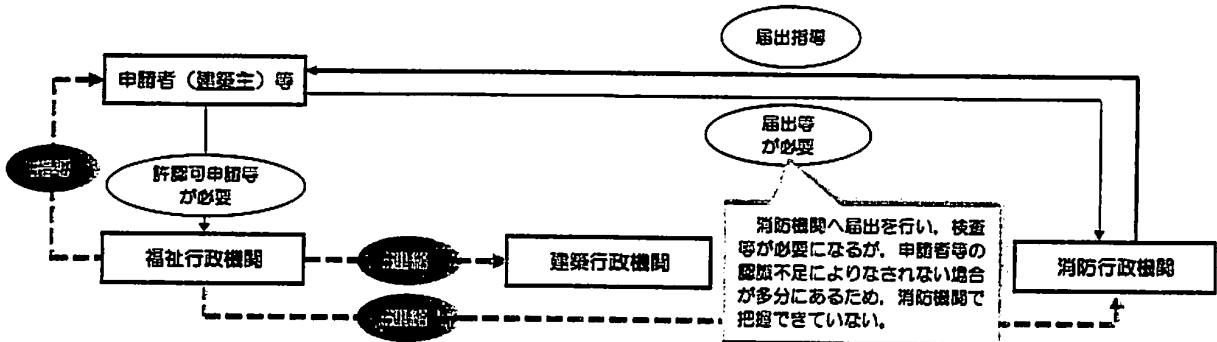
1. 福祉施設等を新築又は増築する場合における申請等の流れ



2. 既存建物を用途変更して福祉施設等として利用する場合における申請等の流れ (建築確認申請が必要とされる場合)



3. 既存建物を用途変更しないで福祉施設等として利用する場合における申請等の流れ (建築確認申請を必要としない場合 (福祉施設の種別を変更する場合を含む))



H20消警予第 2354 号

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

健康福祉局長 様

子供未来局長 様

都市整備局長 様

消 防 局 長

社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会の設置について

このことについて、平成 1 8 年 1 月 1 8 日に長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、社会福祉施設等における防火安全対策を強化するため、本年 4 月 1 日から消防法令の一部が改正、施行されます。

さらに近年、社会福祉施設等の火災が多発し、多数の死傷者が発生していることから、本市における福祉、建築及び消防行政機関の連携による防火安全体制の構築が必要であることから、別添要綱のとおり本年 4 月 1 日から「社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会」を設置することとしたので、特段の御配慮をお願いいたします。

担当：警防部予防課指導係

宮 下 、 柴 又

TEL：7 8 0 - 2 2 3 1

社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会設置要綱

(平成21年3月26日消防局長決裁)

(設置)

第1条 本市の消防、福祉及び建築に係る各機関（以下「関係機関」という。）が相互に連携し、社会福祉施設等の適正な防火安全対策の徹底を図ることを目的として、社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 社会福祉施設等の防火安全対策上必要と認める事項
- (2) 関係機関による社会福祉施設等の関係者等への指導に関する事項
- (3) その他社会福祉施設等の防火安全対策上必要と認める事項

(構成)

第3条 連絡会は、別表の委員を以て組織する。

- 2 連絡会に座長を置き、消防局警防部予防課長を以て充てる。

(会議)

第4条 座長は、連絡会の会議を招集し、その議事を進行する。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

(事務局)

第5条 連絡会の庶務は、消防局警防部予防課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、その都度協議により定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会構成員

健康福祉局：総務課長、健康福祉部社会課長、健康福祉部障害者支援課長

保険高齢部高齢企画課長

子供未来局：子供育成部子供企画課長、子育て支援部保育環境整備課長

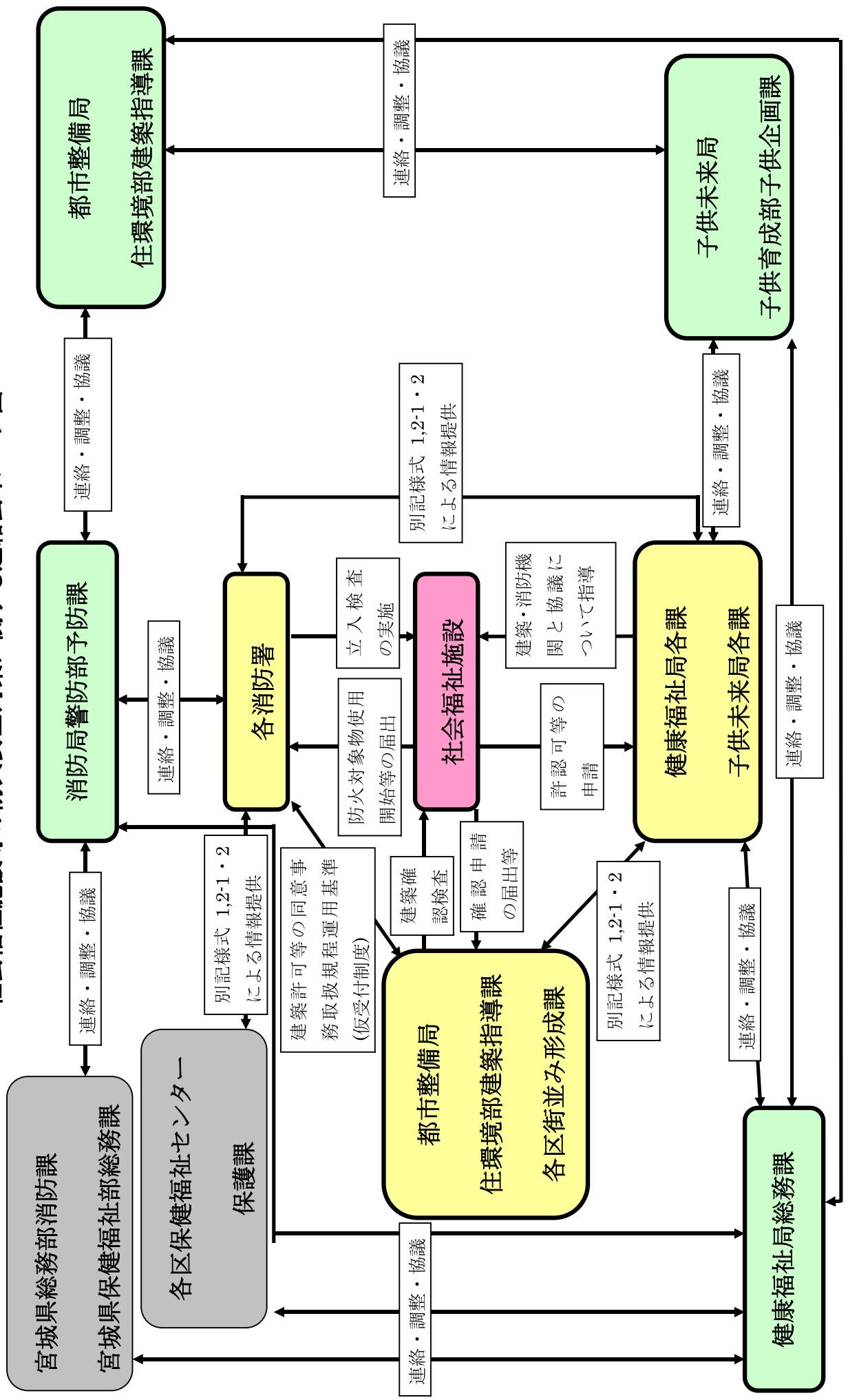
子育て支援部保育指導課長、子育て支援部子供施設課長

都市整備局：住環境部建築指導課長

各区役所：建設部街並み形成課長

消防局：警防部予防課長、各消防署予防課長、宮城消防署副署長

社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会イメージ図



社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡体制について

1 目的

平成18年1月8日の長崎県大村市及び平成20年6月2日の神奈川県綾瀬市の社会福祉施設火災において、多数の死傷者が発生した重大性に鑑み、本市の消防行政機関、福祉行政機関及び建築行政機関が相互に連携し、当該施設の適正な防火安全対策の徹底を図ることを目的とする。

2 連携行政機関

連携を行う行政機関は、次に掲げる機関とする。

(1) 調整機関

健康福祉局総務課，子供未来局子供育成部子供企画課，
都市整備局住環境部建築指導課，消防局警防部予防課

(2) 指導機関

① 福祉行政機関

ア 健康福祉局

健康福祉部社会課，健康福祉部障害者支援課，保険高齢部高齢企画課

イ 子供未来局

子育て支援部保育環境整備課，子育て支援部保育指導課，
子育て支援部子供施設課

② 建築行政機関

ア 都市整備局

住環境部建築指導課

イ 各区役所

建設部街並み形成課

③ 消防行政機関

各消防署予防課(宮城消防署にあつては予防係)

(3) 指導協力機関

宮城県総務部消防課，宮城県保健福祉部保健福祉総務課，
各区保健福祉センター保護課

3 相互の連携

(1) 調整機関相互の連携

調整機関は、指導機関の連携が円滑に実施できるよう、関係のある調整機関と相互の連携を図る。

(2) 指導機関相互の連携

指導機関は、本市内の社会福祉施設等の指導について相互に連携を図る。

4 連携の方法

(1) 調整機関による連携

- ① 調整機関は、指導機関の連携に関して問題等が発生し、指導機関からの要請があった場合又は必要があると判断した場合は、関係のある調整機関に連絡し、解決のための協議を行う。
- ② 調整機関は、指導機関の連携が円滑に実施できるよう、関係のある指導機関と連絡調整を図る。

(2) 指導機関による連携

- ① 指導機関は、社会福祉施設の許認可等において、次のとおり連携を行う。
 - ア 福祉行政機関は、社会福祉施設の経営者等からの新規若しくは変更による申請等があった場合には、消防法令に基づく手続きについて、消防行政機関にも相談するよう指導するとともに、その情報を別記様式1により消防行政機関に対し連絡する。また、消防行政機関は、必要に応じその情報を別記様式1により建築行政機関に対し連絡する。
 - イ 前記の情報連絡後において、消防行政機関及び建築行政機関は、許認可等に係る施設の状況を判断できる場合を除き、所管する法令遵守確認のため立入検査等を実施するなど実態の把握を行う。
 - ウ 消防行政機関及び建築行政機関は、所管する法令違反を確認し是正指導を行った場合は別記様式2-1により、又は是正指導により改善がなされた場合には、別記様式2-2により福祉行政機関に対し連絡することとし、是正指導によっても改善がなされない場合には、関係法令に基づく処理を行う。
- ② 指導機関は、既に許認可を受けている社会福祉施設及び無届等で社会福祉施設の用途に供されている疑いのある施設(以下「既許認可施設等」という。)に対して、次のとおり連携を行う。
 - ア 消防行政機関及び建築行政機関は、立入検査等により他の関係法令に違反する疑いがある既許認可施設等を確認した場合には、その情報を別記様式1により当該行政機関に連絡する。
 - イ 前記の情報連絡後において、当該行政機関は、許認可等に係る施設の状況を判断できる場合を除き、所管とする法令遵守確認のため消防行政機関及び建築行政機関と合同により立入検査等を実施するなど実態の把握を行う。
 - ウ 消防行政機関及び建築行政機関は、関係法令違反を確認し、是正指導を行った場合は別記様式2-1により、又は是正指導により改善がなされた場合には、情報提供の行政機関に対し、その内容を必要に応じ別記様式2-2により連絡することとし、是正指導によっても改善がなされない場合には、関係法令に基づく処理を行う。

(3) 指導協力機関による連携

指導協力機関は、調整機関、指導機関からの要請があった場合又は必要があると判

断した場合は、関係のある調整機関に連絡し、解決のための協議を行う。

5 連携における関係機関の対応事項

- (1) 具体的な連携の体制及び方法等については、関係のある指導機関と事前に協議を行うものとする。
- (2) 立入検査等を実施する際は、必要に応じ関係ある指導機関の合同により行うものとする。
- (3) 立入検査等で知り得た新たな情報については、可能な限り関係のある指導機関と共有することにより、関係法令の目的を確実に遂行できるよう努めるものとする。
- (4) 法令違反の是正において、他の指導機関の協力を必要とする場合には要請するなどし、要請された指導機関は協力を努めるものとする。

6 連絡会

- (1) 年1回程度社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会(以下「連絡会」という。)を開催し行政機関の連携を円滑に行うとともに、連携に関する問題等が発生した場合、検討を行うため、必要に応じ連絡会を開催する。
- (2) 連絡会の事務局は消防局警防部予防課とし、予防課長が主宰する。

地域子育て支援拠点事業

	ひろば型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育てに関する講習等の実施		
実施形態	①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・機能拡充型（別冊面） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動をひろばと一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ・出張ひろばの実施（加算） 常設のひろばを開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、出張ひろばを開設 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な取組の実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレパーク等の子育て親子が集まる場に、定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施	①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施 ・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応	①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験・経験を有する者（2名以上）	保育士等（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

※地域子育て支援センター（小規模型）については、ひろば型又はセンター型に順次移行することを条件として、平成22年度においては経過措置を延長する。

一時預かり事業

専業主婦や育児休業中も含め、すべての子育て家庭が必要な時に短時間子どもを預けることができる「一時預かり事業」を児童福祉法に位置付け、事業の普及を促進する。

※ 同時に、第二種社会福祉事業として社会福祉法に位置付け。

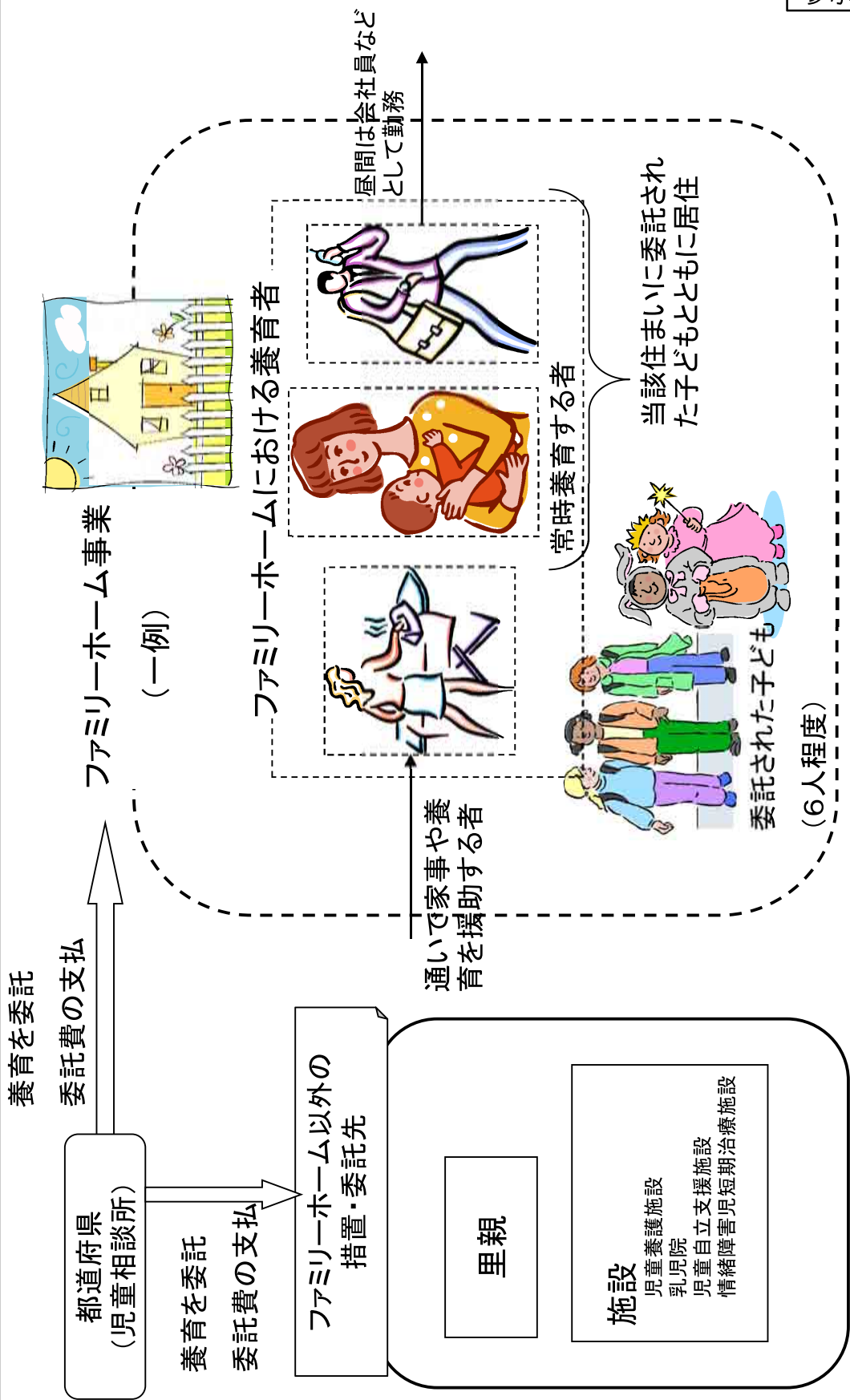
- ① 児童の要件
 - ・ 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、家庭において保育されることが一時的に困難となった就学前の乳幼児（保護者の利用の理由は問わない）
- ② 実施主体
 - ・ 市町村又は社会福祉法人、NPO法人等（実施主体は限定しない）
- ③ 実施場所
 - ・ 保育所、地域子育て支援拠点、その他の利便性の高い場所等（実施場所は限定しない）
- ④ 保育者の要件等
 - ・ 保育者を児童の年齢及び人数に応じて配置。
 - ・ 保育士を最低2名以上配置。

一時預かり事業の実施類型について(H21年度～)

	一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(地域密着型)	一時預かり事業(地域密着型)に類するもの
根拠	法第6条の2第7項(第2種社会福祉事業)		予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者	地域密着型に同じ
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 (法第6条の2第7項)		法第6条の2第7項を準用
実施場所	保育所	その他の場所 (地域子育て支援センター等)	地域密着型に同じ
設備基準	最低基準第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けると。(規則第36条の35第1項)		規則第36条の35第1項に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
人員基準	最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士の数は2名を下ることではないこと。(規則第36条の35第2項)		最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
保育内容	最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。 (規則第36条の35第3項)		規則第36条の35第3項を準用
利用者負担	本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。		左記を準用
その他	都道府県知事への届出(法第34条の11第1項)		認可外保育施設の届出(法第59条の2)

ファミリーホームのイメージ(例)

○ 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5~6人程度)の子
ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))を創設



小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要

1 目的

家庭的養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で子ども同士の相互作用を活かすつ養育を行うことが必要とされる子どもに対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的とする。

2 運営主体

個人、法人(NPO法人等)、都道府県知事が適当と認めた者

3 事業内容

都道府県等から児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅等を利用し、気目細かに子ども養育を行う。

4 定員

5人又は6人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- ・ 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

6 人員配置

- ・ 3名以上の者を配置すること。
- ・ 1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならぬものとする。

【養育者の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者(保育ママ)が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において、様々な働き方・ライフスタイルに対応するための多様な弾力的な保育サービスの一環としての家庭的保育の制度化や拡充の必要性が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(19年度実績(決算ベース)【実施自治体数】12、【保育ママ数】92、【利用児童数】316)

課題

- 家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等)
- 事故発生時の保証の体制
- 家庭的保育者のなり手がいない
- 実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

- 家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- 補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- 補助単価の見直し(俸給の引上げ等)
- 対象児童数の増

改善内容(平成21年3月～)

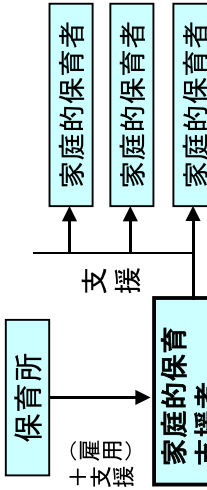
- 個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前に引上げ
- 家庭的保育者自身に養育する児童がいないこととする要件を撤廃
- 連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- 家庭的保育支援者の配置基準の引下げ

平成21年度予算

予算額：1,417,891千円
 対象児童数：5,000人
 事業の委託先：家庭的保育者又は保育所等を営業者

- 保育ママ：53,400円(児童1人当たり月額)
- 家庭的保育支援者：約460万円(年額)
- 連携保育所：約170万円(年額)

実施方法(イメージ)



※ 従来どおり、家庭的保育支援者のいない実施形態についても排除しない。

事業の法定化

- 第170回臨時国会において、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)が成立し、家庭的保育事業が法定化(平成22年4月1日施行)
 - ・保育士に限らず、研修により市町村長が認められた者へ資格要件緩和
- 平成21年3月31日の「家庭的保育の在り方に関する検討会報告書」を受け、事業の実施に当たり実施基準やガイドラインを策定

平成20年度 第2次補正予算
 平成21年度 第1次補正予算

- ・都道府県が設置する「安心こども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、家庭的保育者に対する研修事業を実施(平成22年度実施分まで一括計上)
- ・緊急雇用対策において、「安心こども基金」を活用したNPO法人等による家庭的保育の試行事業を実施

小規模多機能型居宅介護の概要

基本的な考え方:「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるような支援する。

利用者の自宅



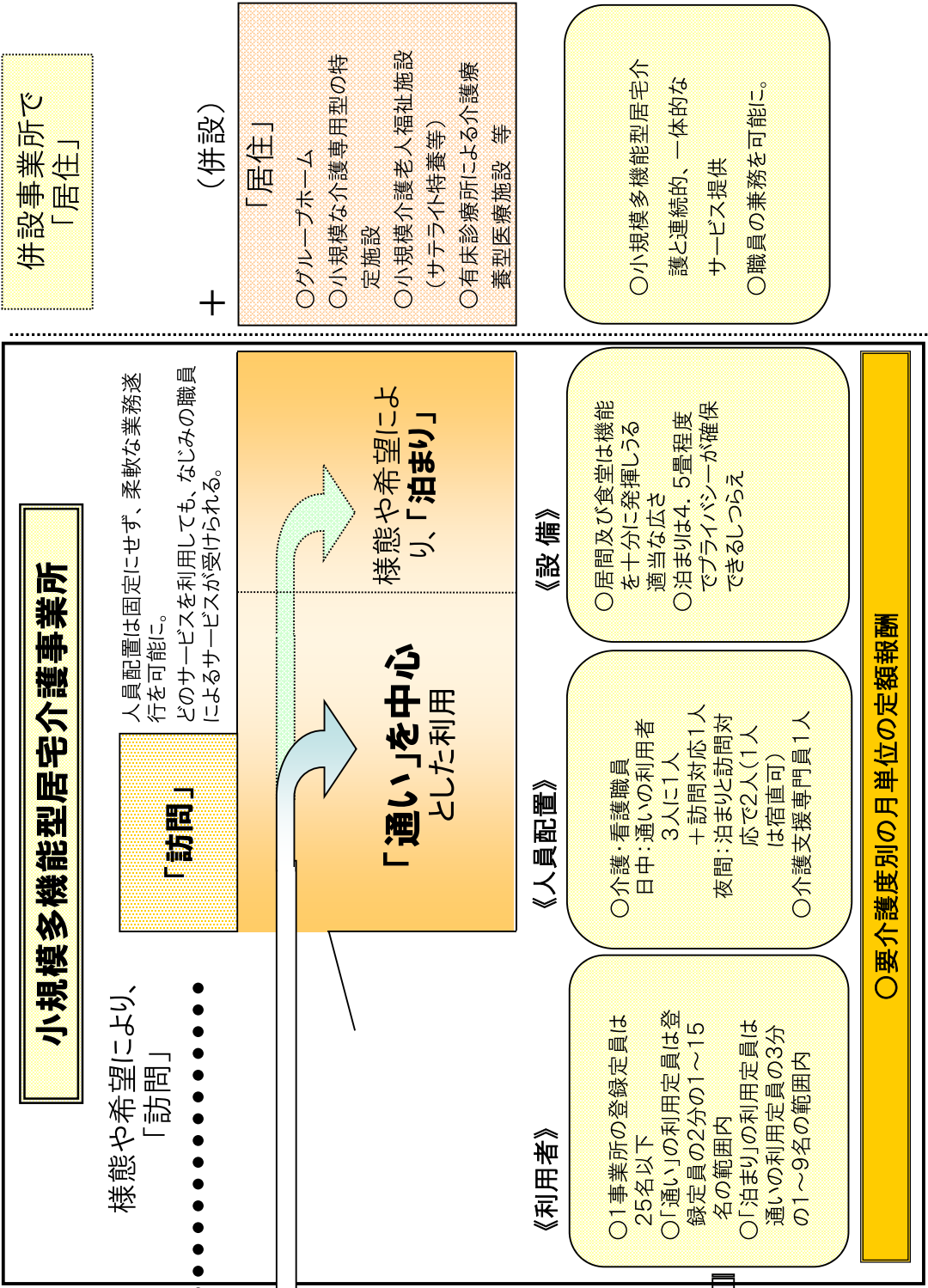
在宅生活の支援

地域に開かれた透明な運営
サービス水準・職員の資質の確保

「運営推進会議」の設置

地域の関係者が運営状況を協議、評価する場を設ける

管理者等の研修
外部評価・情報開示



○要介護度別の月単位の定額報酬

○小規模住居型児童養育事業・家庭的保育事業現地視察結果

- ・ファミリーホーム現地視察…………… P 76
 - 視察写真等…………… P 77
 - 聞き取り内容…………… P 79

- ・保育ママ現地視察…………… P 81
 - 視察写真等…………… P 82
 - 聞き取り内容…………… P 85
 - スケジュール（提供：NPO法人家庭的保育全国連絡協議会）… P 88

ファミリーホーム現地視察

1 視察の概要

- (1) 視察日 平成21年9月8日(水)【施設①】
平成21年9月25日(金)【施設②】

- (2) 視察場所
神奈川県横浜市【施設①】
東京都八王子市【施設②】

- (3) 参考(視察写真等)

- (4) 現地聞き取り内容(別紙参照)

【施設①】

経営主体	個人
実施場所	自宅
受入人数	5人（中学生1人、小学生2人、未就学児2人）
補助者	1名（外部の方をお願いをしている。）



外観



団体就寝スペース



個人用就寝スペース



勉強スペース



食事スペース

【施設②】

経営主体	個人
実施場所	自宅
受入人数	5人（4歳女子、小2・中2・中3男子、高1女子）
補助者	1名（外部の方をお願いをしている。）



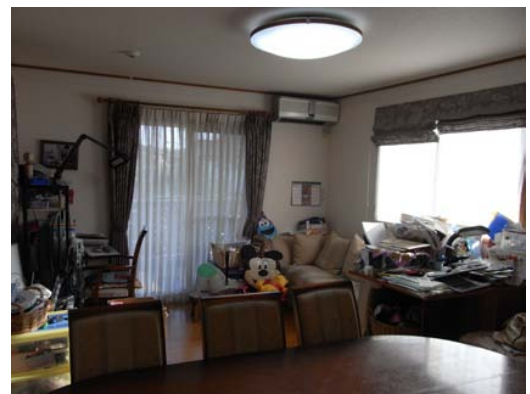
外観



団体就寝スペース



勉強スペース



食事スペース



共用部分に設置された消火器



居室の住宅用火災警報器

ファミリーホーム現地聞き取り内容

【質問】	【回答】
・ 1日のスケジュールは？ (お世話の内容、拘束時間等)	通常の家庭と大差はない。
・ 預かるお子さんが、対象年齢から外れたときの当該ファミリーホームとの関係は？	18歳以降も関係を継続するケースがほとんどである。 大学などの進学まで面倒を見るケース等もあり、関係を継続することがほとんどである。
・ 預かるお子さんはどの程度の頻度で入れ替わるか？ (対象年齢の間(0歳～18歳まで)すべて預かっているのか？)	ある程度の年齢になってから預かるケース、親の生活環境が整い出て行くケース等があったが、入れ替わりはあまりない。 対象年齢の18歳まで預かるケースがほとんどのため、入れ替わりはほとんどない。他のホームでは入れ替わりが頻繁になされるところもあると考える。参考として、下町の場合、短期的に預かるケースが多いと聞いており、地域特性があると思う。
・ 預かるお子さんの年齢層のモデルケースはどのようなものが主か？	児童相談所から委託を受けることになる。 一概には言えないが、児童相談所が年齢層を考慮してバランスよく委託するため、同年齢ばかりになることは稀であるとする。 (兄弟をまとめて預かる場合等、例外も当然ある。)
・ 定員(5・6名)に対する充足率ほどの程度か？ (中長期的な観点で)	ファミリーホームの要件の人数を常に充足している。
・ ファミリーホーム以外に職業はお持ちですか？	なし
・ ファミリーホームに受け入れるまでの手続きはどのようなものか？ (逆に委託が解除される手続きはどのようなになっているか？)	児童相談所からの委託で受け入れる。委託が解除される場合については、児童の就職など自立によるものが大半である。また、実父母の生活が整った時に親元へ戻る例などもあるが稀である。 児童相談所からの委託で受け入れる。自立達成前に委託を解除されることは、ほとんどない。

<ul style="list-style-type: none"> ・経費としてかかるものとしてはどのようなものがあるか？ 	<p>通常の家と同じ生活費。学費など希望があれば、塾（補助有り）などに通わせることもしている。私立高校に通わせる場合は、補助でまかなえない部分が大きくなり、持ち出し部分が大きいケースもある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・補助者としてどのような方をお願いしているか？また、どのような方をお願いするケースが多いか？ (近所の知り合いや友達等が主か？) 	<p>独自に募集をしている。親族をお願いするケース等もあると聞いている。</p> <p>現在は、保育士をやめた近所の方に週10時間程度お願いしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・補助者に関して、県や市等からの斡旋や紹介はあるのか？ 	<p>ない</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ご自宅以外の場所（マンション等）で実施されているケースをご存じですか？ 	<p>借り上げタイプの一軒家で実施している。</p>

保育ママ現地視察

1 視察の概要

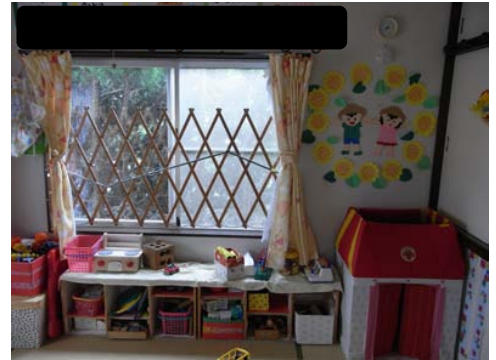
- (1) 視察日 平成21年8月26日(水)
- (2) 視察場所
神奈川県横浜市 3カ所
- (3) 参考(視察写真等)
- (4) 現地聞き取り内容(別紙参照)

【施設①】

経営主体	個人
実施場所	自宅
受入人数	5人
補助者	4名のローテーション勤務



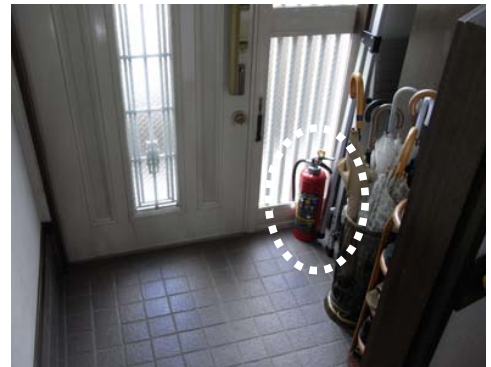
外観



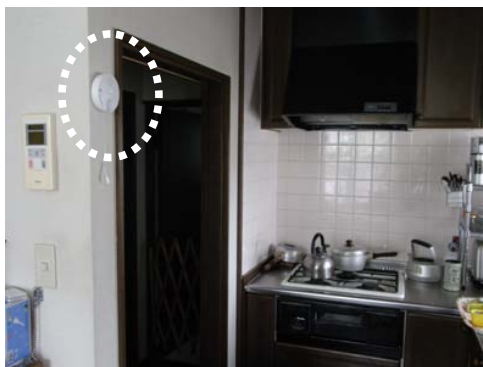
保育スペース



防災頭巾



玄関に設置された消火器



台所に設置された住宅用火災警報器

【施設②】

経営主体	個人
実施場所	自宅
受入人数	2人
補助者	4名の登録 (基本的には1人の方をお願いをする。)



外観



保育スペース



台所に設置された消火器

【施設③】

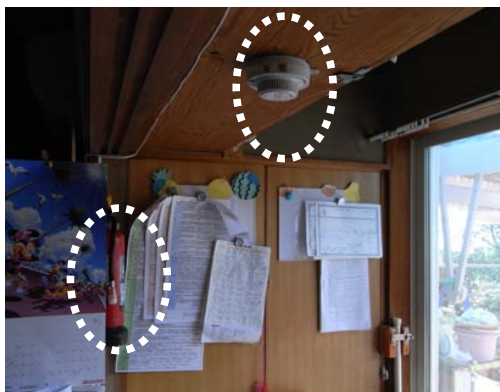
経営主体	個人
実施場所	自宅
受入人数	5人
補助者	5名のローテーション勤務



外観



保育スペース



住宅用火災警報器と消火器



転落防止措置をした照明器具



防災ヘルメット

家庭的保育事業（保育ママ）現地聞き取り内容

【質問】	【回答】
・ 1日のスケジュールや世話の内容はどうなっているか？	家庭的保育の一日の流れは、ゆるやかなデイリープログラムに基づいて行われる。一日の基本的な流れを作ることにより、子どもは安心してすごすことができる。（詳細はパンフレット参照）
	同上
	同上
・ 1日の預かり時間や拘束時間等は、どうなっているか？	1日約8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して話し合いで決めている。（詳細はパンフレット参照）
	同上
	同上
・ 預かるお子さんの期間は主にどの程度か？ （基本的に保育所が空けば、そちらにまわるのか？）	口コミや区からの紹介、または保育所の待機児童としてお預かりすることになるが、3歳になって初めての3月31日まで利用できます。保育所に空ができてでも移ることはほとんどない。
	同上
	同上
・ 定員（3名 or 5名）に対しての充足率はどの程度か？（中長期的な観点で）	満員のことがほとんどである。
	同上
	同上
・ 保育ママ以外に職業は持っているか？	家庭的保育者の要件として、乳幼児の保育に専念できることとされているので別の職業を持つことは不可能である。
	同上
	同上
・ 補助者の方の斡旋や勤務体系、副業等はどうなっているか？	補助者に関しては、4人がローテーションでの勤務体系である。
	補助者に関しては、横浜市からの紹介は特になく、登録は4名程いるが特段の理由がない限り同じ方をお願いをしている。知り合いや友達、近所の方などが主になるが基

	<p>本的には個人的に募集するしかない。また、子どもが3人以下の場合でも目を離すことができないので、必ず補助者の方をお願いすることになる。</p>
<p>・ 食事やオムツ等の預かり時に使用するものに関しては、持ち込みか？それとも、事業者側負担（市町村 or 事業者）か？</p>	<p>補助者に関しては5人のローテーションである。病気等の緊急時には2名の方に勤務してもらっている。また、補助者の方は、他に副業を持つことも可能である。</p>
	<p>食事、日常使用品に関しては持ち込みである。それ以外の遊具、おやつ（一部補助あり）等に関しては、事業者負担となる。 ※昼食時の味噌汁の提供やおやつグレードアップ等、事業者独自で子ども達のことを考えサービスしているとのこと。</p>
	<p>同上</p>
	<p>同上</p>
<p>・ 上記以外に経費としてかかるものはあるか？</p>	<p>光熱費、遊具、防災備蓄品、屋外温水シャワー、消火器、住宅用火災警報器等がある。それ以外にも、保育ママとしてよりよい施設環境を整備するための費用もかかる。 （設計段階から保育ママ用にスペース確保）</p>
	<p>築年数が経っているため、独自に耐震対策（屋根の軽量や筋交の補強など）を実施した。その他、同上。</p>
	<p>同上</p>
<p>・ 利用者が、実際に預けるまでの手続きはどうなっているか？</p>	<p>障害があり家庭的な雰囲気を目指す保護者さんが事前に予約するケースもある。区役所との仲介をすることはあるが、最終的には区役所で決定し、手続き紹介等をする形になる。</p>
	<p>保育所が空いていないため、区役所からの紹介を受けてお預かりすることが多い。</p>

	<p>口コミ等で知って予約をされるケースが多い。知名度がないため、今後はHP等の広報媒体を通して募集をかけていきたい。また、予約を受けても、最終的には区役所で決定、事務手続き等をする形になる。</p>
<p>・連携保育所との関係はどのようなものか？</p>	<p>地域の保育所が連携保育所として指定され、家庭的保育者への情報提供や園庭開放の利用、季節行事等への参加、保育所の嘱託医による健康診断などを行うことにより、家庭的保育の子どもと保育所の子どもや保育士同士の交流を図るもので、日ごろ小規模保育では味わいにくい体験を積む機会を提供していただいている。また必要に応じて相談体制などのバックアップ体制もあるので、子どもにとっても保護者にとっても安心して預けられると好評です。密室性や孤立性も克服できるため行政による支援体制の一つとして大切な役割を果たしています。</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>・自宅以外（賃貸マンション等）で保育ママを実施している事例を知っているか？</p>	<p>基本的には自宅において保育する場合がほとんどである。ただし、スペースさえあれば実施したいという要望は多くあり、今後、賃貸料の補助がでるということであれば、実施が進むと考える。</p> <p>稀ではあるが、保育ママをするために一軒家を購入したり、アパートを借りるケースもある。横浜市ではマンションで行われているケースが2件ある。</p> <p>夫が病気のため、お子さんを自宅に受け入れられないため、マンションを別に借りるケースがある。</p>

もっと知ってほしい 家庭的保育の今、そして可能性

家庭的保育の利用者には「利用することになるまで、家庭的保育のことは全く知らなかった」「保育所を希望していたが入れなかったので利用している」という方が多くいます。しかし、利用の満足度を尋ねると、保育環境、保育内容、保育者、保育者との関係、いずれも9割以上の満足度が示されています。〔在宅保育の効果に関する調査研究(とも未来財団,2006年)〕
家庭的保育の表情がわからないがゆえの誤解や心配もたくさんあるようですが、扉を開いて、一歩足を踏み入れていただくと、多くの方が想像されている保育とはひと味違う家庭的保育の姿があります。

家庭的保育の一日

ゆるやかなデイリープログラムに基づいて行われる保育



家庭的保育の支援体制

安全で安心な家庭的保育を支える...

- 行政による支援**
行政が中心となって、家庭的保育の支援体制を整備します。
- 家庭的保育補助者**
家庭的保育に欠かせない存在です。安全でゆとりのある保育を行うために多くの家庭的保育者が家庭的保育補助者や家族の援助を得ながら、複数を保育をしています。
- 保育所との連携**
共に地域の子どもを守り育てる保育所と家庭的保育の連携が広がっています。
ふだんは家庭的保育できめ細やかな保育を受けながら、時には保育所で大勢の子どもたちと集団保育活動を経験します。
- 家庭的保育支援者**
家庭的保育そのものを理解し、家庭的保育者の応援ができる家庭的保育支援者が求められています。
- 代替保育**
家庭的保育者の都合で保育が行えない時に、保育所での代替保育の受け入れや家庭的保育補助者によるいつもの場所での保育を認める自治体が増えつつあります。
- 家庭的保育者同士のつながり**
同じ保育を行う者として、情報交換や相談などを通して、支えあっています。

Q&A

Q. どのような保育ですか?
児童福祉法に基づき、市区町村が実施する公的な保育です。毎日行われ1日約8時間、毎日行われる保育(通常保育)です。

Q. 何歳まで利用できますか?
主として、産休明けから3歳未満の低年齢の子どもを対象とする保育です。

Q. どんな人が保育するのですか?
保育士を基本としています。保育士資格を保有していない場合は、認定研修により、保育士と同等の知識や技術を持つ市区町村長が認められた方が家庭的保育者となります。いずれも、市区町村から認定を受け、家庭的保育者が、基礎研修を受講した上で保育にあたります。

Q. どんな人が利用できますか?
保育所と同じように保護者が働いているなどの理由で、日中家庭で保育できない子ども(保育に欠ける子ども)が対象です。

Q. どんな部屋で保育するのですか?
保育者に専ら使われる保育室です。保育者の人数は保育の必要に応じて決められています。

Q. 定員は何名ですか?
1人の家庭的保育者が子ども3人まで保育することができます。家庭的保育者が保育補助者とともに保育する場合は子ども5人までです。

Q. 保育料はいくらですか?
市区町村によって異なります。保育料は、市区町村によって異なります。保育料は、市区町村によって異なります。

※家庭的保育は市区町村が実施する保育であり、市区町村により多少の差が生じています。実際の保育料や申し込み方法についてはお住まいの地域の担当課(保育課、児童福祉課など)にお問い合わせください。